

尾花沢市 障がい者福祉プラン

- ・ 障がい者計画
- ・ 第6期 障がい福祉計画
- ・ 第2期 障がい児福祉計画



誰もが共に自分らしく暮らす
住みたいまち 住み続けたいまち

令和3年3月

尾花沢市



目次

第1章 計画策定の基本事項	1
第1節 計画策定の背景と主旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の対象と範囲	5
第5節 計画の策定方法と体制	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
第1節 尾花沢市の障がいのある人の状況	7
第2節 アンケート調査の結果	12
第3節 計画の進捗状況の検証	22
第3章 プランの方向性	35
第1節 計画の基本理念	35
第2節 障がい者計画の基本目標	36
第3節 計画の体系	37
第4章 障がい者計画	40
基本目標1 ライフステージと障がいの特性に応じた仕組みづくり・社会づくり	40
基本目標2 思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり	45
基本目標3 安全・安心で人にやさしいまちづくり	50
第5章 障がい福祉サービスの提供体制	56
第1節 障がい福祉サービスの成果目標の設定	56
第2節 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び確保のための方策	60
第3節 地域生活支援事業の拡充・強化に関する事項	65
第4節 その他障がい福祉サービスに係る事業の見込み	71
第6章 障がい児サービスの提供体制	72
第1節 障がい児サービスの成果目標の設定	72
第2節 障がい児通所支援等の必要量の見込み及び確保のための方策	74
第7章 計画の進行管理	76
第1節 役割と推進体制	76
第2節 計画の進行管理	77
資料編	78
尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会設置要綱	78
尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会名簿	80

「障がい」の表記について

本計画において、「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、制度名、既存計画名、組織名、行事などの固有名詞については、「障害」と表記します。



計画策定の基本事項

第1節 計画策定の背景と主旨

国においては、平成17年度の「障害者自立支援法」の成立を始めとし、障がい者福祉の制度や環境の向上が行われてきました。平成30年度には、「障害者総合支援法」・「児童福祉法」が改正され、障がいのある人の就労支援や地域でも安心して生活ができるための環境整備を推進し、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

本市では、ノーマライゼーションの考えをもとに、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が一般社会の中で、自分らしく自分の意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、平成30年度から「だれもが互いに尊重し合い、自立と社会参加を実現するまち」に向け障がい者福祉を推進してきました。

この度、これまでの市の取り組みと国・県の動向を踏まえ、本市のさらなる障がい者福祉の施策を推進するため、「尾花沢市障がい者計画」「尾花沢市第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を一体とした「尾花沢市障がい者福祉プラン」を策定します。

◇障がい者施策に関わる国の動向

年	内容	
平成17年	○「障害者自立支援法」成立	<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的・精神の3障がいのサービスの一元化や支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入などが始まり、応益負担によるサービス料が一部自己負担となる
平成19年	○障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進の措置を講じる
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定 ○「障害者自立支援法」の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重し、国の障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図る 障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指す 発達障がい者が自立支援法の対象になることを明確にする

年	内容	
平成23年	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」成立	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者総合支援法」成立 ○「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）成立 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者基本法」の一部改正を踏まえた基本理念や障がい者の範囲の拡大などを定める ● 国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める
平成25年	○「障害者差別解消法」成立	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定める
平成26年	○「障害者の権利に関する条約」批准	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している
平成28年	○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進、発達障がい者の生活全般にわたる支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携確保などを定める
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4次障害者基本計画策定 ○ 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ○ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ● 障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者文化芸術推進計画策定 ○ 障害者雇用促進法の改正 ○ 読書バリアフリー法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ● 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ● 地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現 ● 障がい者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ● 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 ● 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

第2節 計画の位置づけ

本計画は国の「第4次障害者基本計画」、山形県の「第5次山形県障がい者計画」との整合性を図り策定しています。

また、本計画は「第7次尾花沢市総合振興計画」や「第8期尾花沢市介護保険事業計画」を始め、「第2期尾花沢市地域福祉計画」や「第2期尾花沢市子ども・子育て支援事業計画」など、本市における保健・福祉等に関連する計画との整合性を保ちながら策定します。

障がい者計画：障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、障がい者の施策に関する基本的な方向性を定める中長期的な計画です。

障がい福祉計画：障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する3か年の数値目標を定める実施計画です。

障がい児福祉計画：児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する3か年の数値目標を定める実施計画です。

◇障害者基本法における障がい者基本計画の位置づけ

(障害者基本計画等)

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

◇障がい福祉計画の障害者総合支援法における位置づけ

- 第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込値の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (4～5 略)
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

◇障がい児福祉計画の児童福祉法における位置づけ

- 第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込値
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込値の確保のための方策
 - 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

第3節 計画の期間

「障がい者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、策定後の中間年度にあたる令和5年度に計画の見直しを行います。

「障がい者福祉計画」並びに「障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

◇計画の期間

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画			★ 中間見直し					
障がい福祉計画		第5期計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画		第1期計画	第2期計画			第3期計画		

第4節 計画の対象と範囲

本計画の対象となる「障がい者」とは、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人としています。

第5節 計画の策定方法と体制

◆障がい福祉に関するアンケート調査の実施

障がいのある人の現状や今後の意向等を把握するため、本市の障がい福祉サービスの提供を受けている人を対象とした障がい福祉に関するアンケートを行い、本計画策定の基礎資料としました。

◆団体・事業所によるアンケート調査の実施

本市に関わりのある団体・事業所を対象とした、障がい者福祉に関するアンケート調査を行い、障がいのある人が必要とする支援や今後の課題等を把握しました。

◆庁内における施策の実施状況の把握と検証

関係課にて、現行の計画で実施された施策の進捗状況の検証を行いました。

◆パブリックコメント

本計画の策定にあたっては、令和3年2月1日から令和3年2月14日にかけてパブリックコメントを実施しました。

これからの3年間、障がいをもつ
誰もが自分らしく暮らせることを
目的として、「尾花沢市障がい者
福祉プラン」を策定しました。



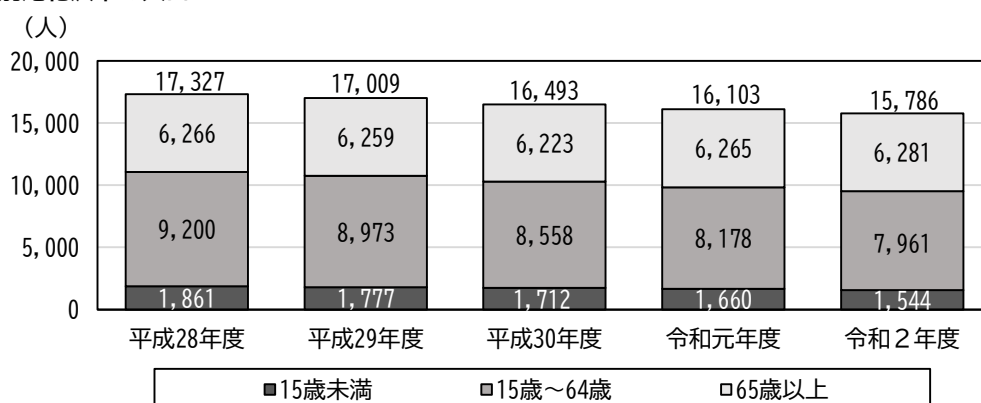
障がいのある人を取り巻く現状

第1節 尾花沢市の障がいのある人の状況

(1) 尾花沢市の人口

総人口は減少傾向で推移しており、平成28年度から令和2年度にかけての5年間で1,541人減少しています。年齢別にみると、15歳未満と15歳～64歳については、それぞれ317人、1,239人減少しています。一方で65歳以上の高齢者については、一定の水準で推移しています。今後もこの傾向は継続すると見込まれ、高齢化率が年々高くなると予想されます。

◇年齢別尾花沢市の人口

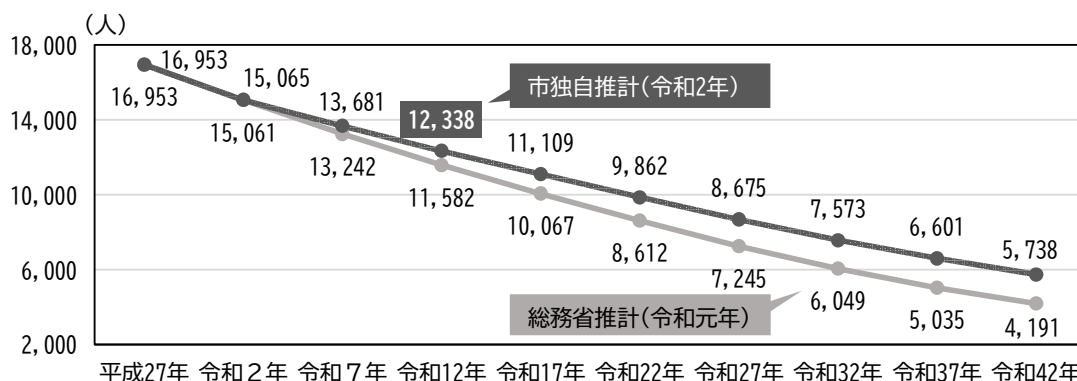


資料：住民基本台帳

(2) 尾花沢市の将来人口

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、尾花沢市の人口は令和42年には約4,000人まで減少すると推計されており、社会増減などが改善した場合には約6,000人と推計されます。第7次尾花沢市総合振興計画では人口減少を緩やかにすることを旨とし、計画の成果として令和12年の目標人口を約12,300人としています。

◇尾花沢市の将来人口

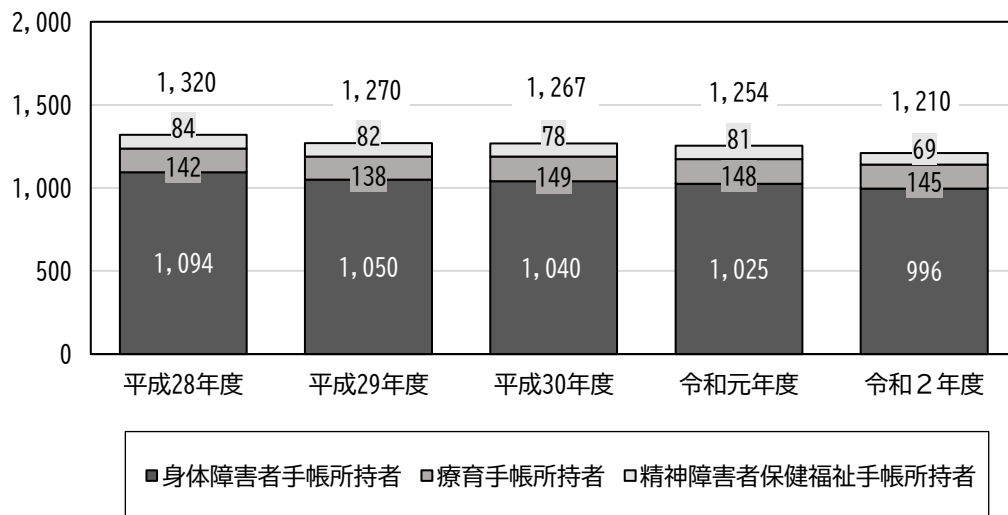


(3) 尾花沢市の障害者手帳所持者数

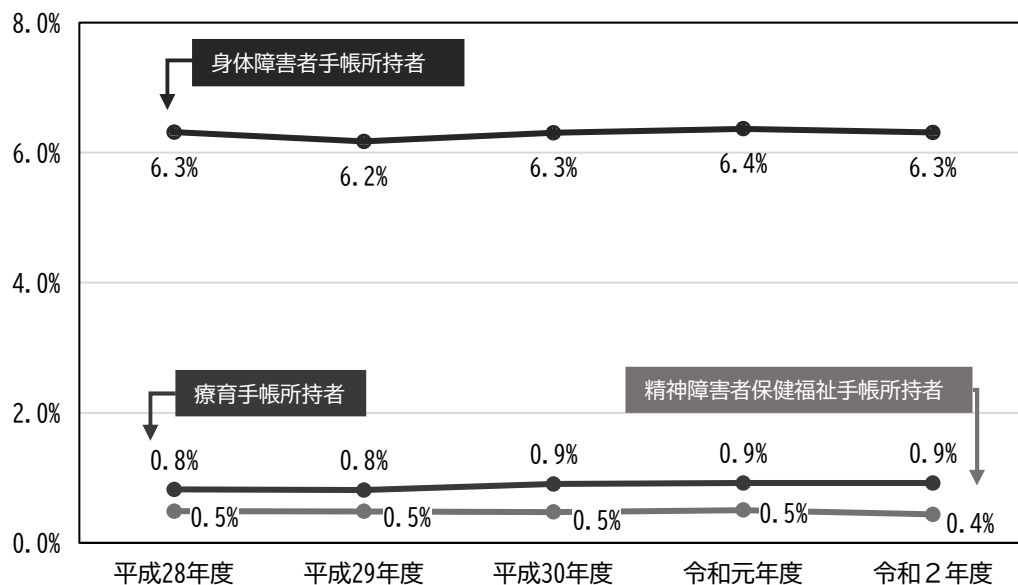
療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は、一定の水準を推移していますが、身体障害者手帳所持者については、減少傾向にあります。

◇尾花沢市の障害者手帳所持者数

(人)



◇尾花沢市の人口に対する各手帳所持者の割合



各年度 4月1日現在 資料：尾花沢市福祉課

(4) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者については全体的に減少傾向にありますが、等級別の3級・5級では増加傾向で推移しています。また、障がいの種類別では、肢体不自由障害が最も多く割合を占めており、次に内部障害の割合が多くなっています。

◇等級別身体障害者手帳所持者数

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	275	252	239
2級	122	123	112
3級	156	162	166
4級	308	297	284
5級	105	111	115
6級	74	80	80
合計	1,040	1,025	996

◇障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障害	55	57	58
聴覚・平衡障害	91	95	94
音声・言語障害	9	9	11
肢体不自由障害	611	598	579
内部障害	274	266	254
心臓機能障害	186	175	169
じん臓機能障害	42	44	44
呼吸機能障害	14	15	12
膀胱・直腸機能障害	29	29	26
小腸機能障害	1	1	1
免疫機能障害	1	1	1
肝臓機能障害	1	1	1
合計	1,040	1,025	996

◇年代別身体障害者手帳所持者数

年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	7	8	7
18歳以上65歳未満	196	195	184
65歳以上	837	822	805
合計	1,040	1,025	996

各年度4月1日現在 資料：尾花沢市福祉課

(5) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者については、全体的に一定の水準で推移しています。等級別ではB（中軽度）のほうが多い状況となっています。年代別では18歳以上65歳未満が最も多く、全ての年代がともに一定の水準を推移しています。

◇等級別療育手帳所持者数

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A（重度）	52	50	50
B（中軽度）	97	98	95
合計	149	148	145

◇年代別療育手帳所持者数

年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	32	31	30
18歳以上65歳未満	95	95	93
65歳以上	22	22	22
合計	149	148	145

各年度4月1日現在 資料：尾花沢市福祉課

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者については、合計数では平成30年度から令和元年度までは減少していますが、それ以降は一定の水準で推移しています。等級別では2級（中度）が多く、年代別では18歳以上65歳未満が多い状況となっています。

◇等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級（重度）	24	25	22
2級（中度）	36	38	33
3級（軽度）	18	18	14
合計	78	81	69

◇年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数

年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	1	0	0
18歳以上65歳未満	59	62	52
65歳以上	18	19	17
合計	78	81	69

各年度4月1日現在 資料：尾花沢市福祉課

(7) 自立支援医療（精神通院医療）受給者証

自立支援医療受給者証数は全体的に増加傾向にあります。年代別では、18歳以上65歳未満の割合が高くなっています。

◇年代別自立支援医療（精神通院医療）受給者証数

年齢	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
18 歳未満	2	0	0
18 歳以上 65 歳未満	104	102	108
65 歳以上	16	21	25
合計	122	123	133

各年度 4 月 1 日現在 資料：尾花沢市福祉課

第2節 アンケート調査の結果

(1) 調査概要

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活実態や障がい福祉サービスの利用実態及びご要望・ご意見などを把握することを目的として実施しました。

◇アンケート調査概要

対象者	実施時期	実施方法	回収結果
尾花沢市在住で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人 395人	令和2年8～9月	郵送配布 郵送回収	有効回収件数 175件 有効回収率 44.3%

※グラフ・表中の「n」は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

※回答結果は手帳所持者本人及び親族などの代理者の回答結果も含まれています。

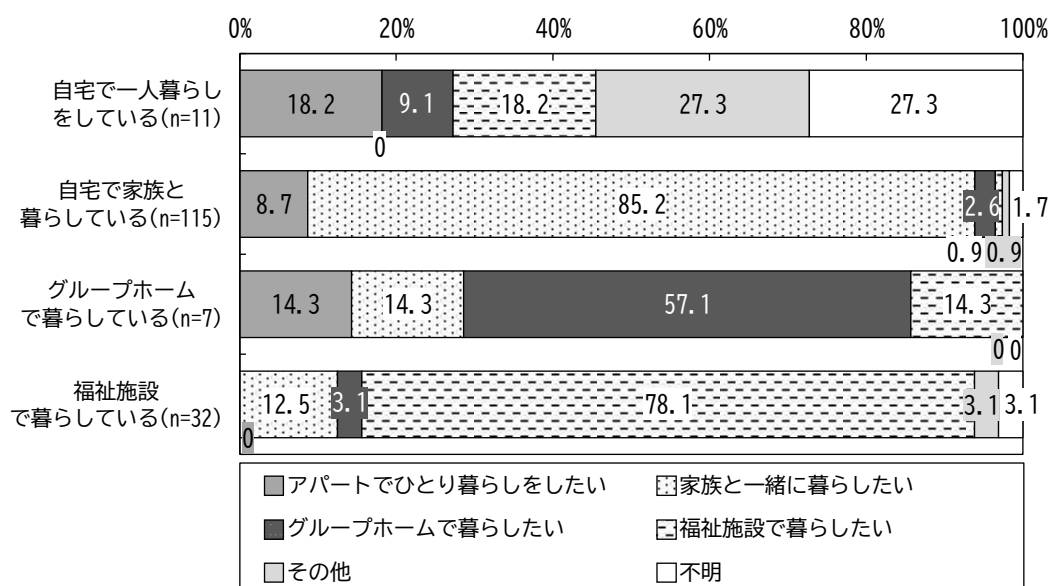
※回答結果の割合は有効回答者数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ回答）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 調査結果

①現在の暮らしと今後の暮らしについて

現在の暮らしと今後の暮らしについて、自宅で一人暮らしをしている人は今後の暮らし方について回答にばらつきがありますが、自宅で家族と暮らしている人、グループホームで暮らしている人、福祉施設で暮らしている人については、今後の暮らしについても同じ生活を続けたいという割合が多くみられます。

◇現在の住まいの状況と今後の暮らし方の希望

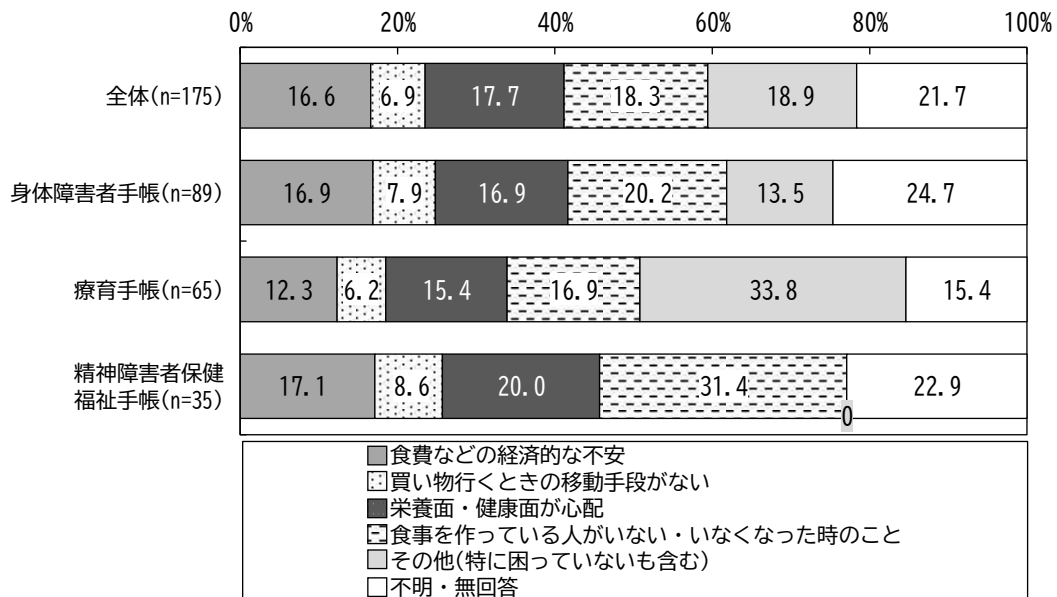


②食事について困ること

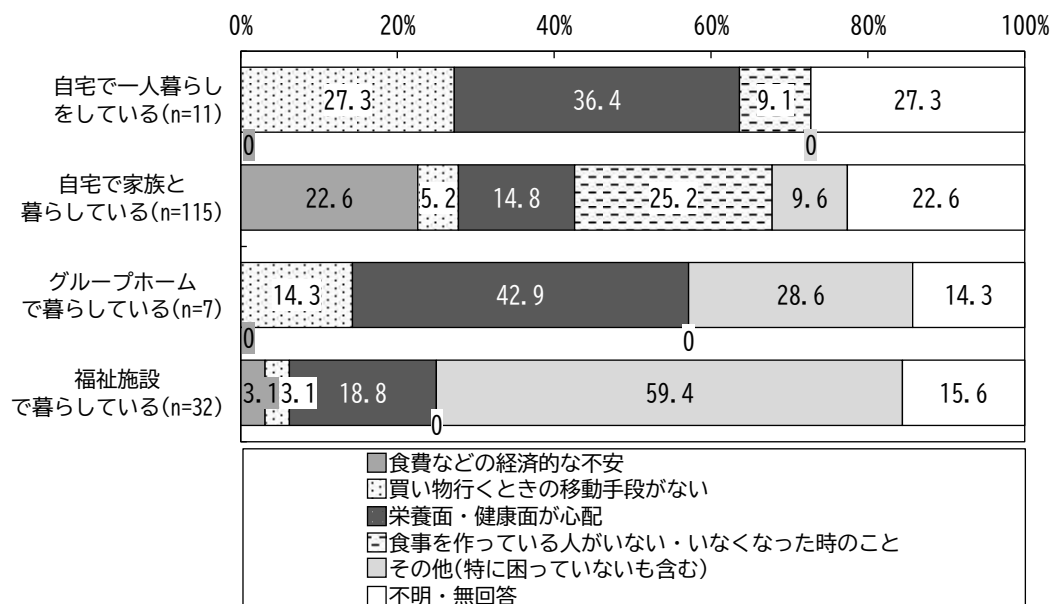
食事について困っていることについては、全体では大きな差はみられませんが、障害者手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳で「食事を作っている人がいない・いなくなった時のこと」が31.4%と他の手帳所持者よりも割合が高くなっています。

住まいの状況別にみると、一人暮らしをしている人とグループホームで暮らしている人で「栄養面・健康面が心配」の割合が高くなっています。

◇障害者手帳所持者別



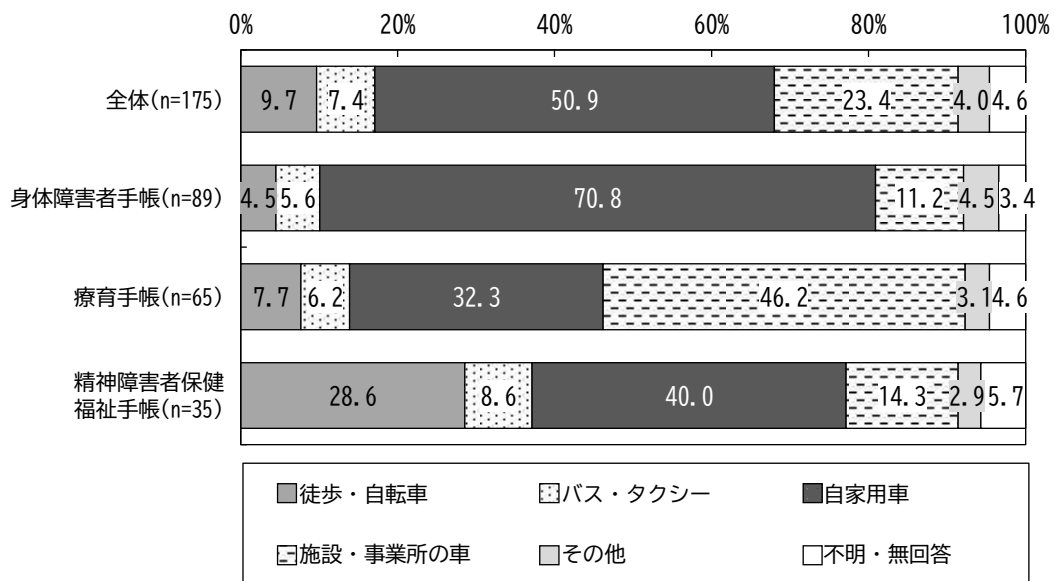
◇住まいの状況別



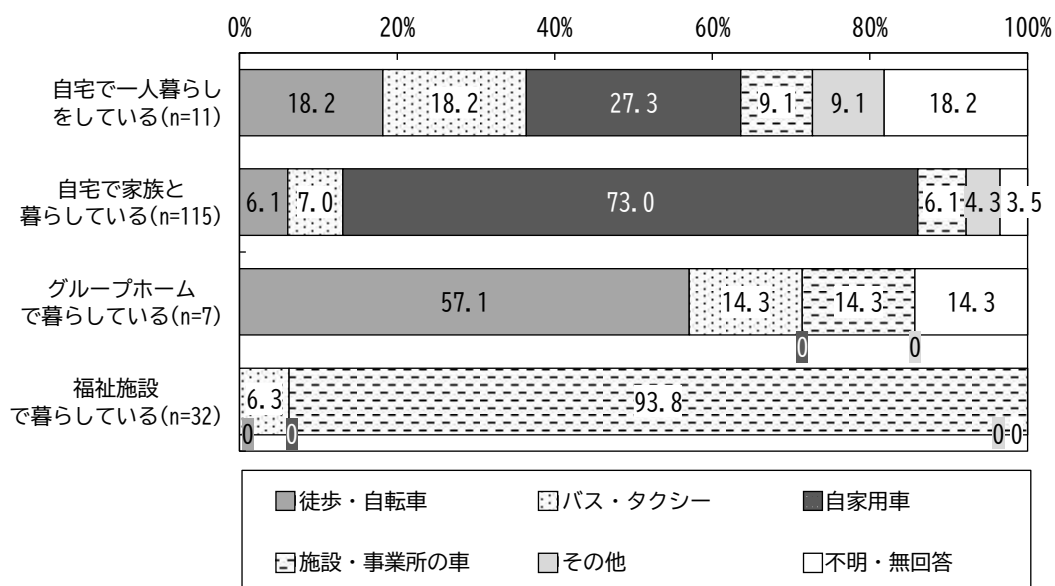
③外出時の移動手段について

外出時の移動手段については、全体では「自家用車」が50.9%と最も高くなっています。障害者手帳別にみると、身体障害者手帳で「自家用車」が全体と比べて19.9ポイント高くなっており、精神障害者保健福祉手帳で「徒歩・自転車」が28.6%と他の手帳所持者と比べて割合が高くなっています。また、住まいの状況別にみると、自宅で家族と暮らしている人で「自家用車」の割合が高く、グループホームで暮らしている人で「徒歩・自転車」の割合が高くなっています。

◇障害者手帳所持者別



◇住まいの状況別

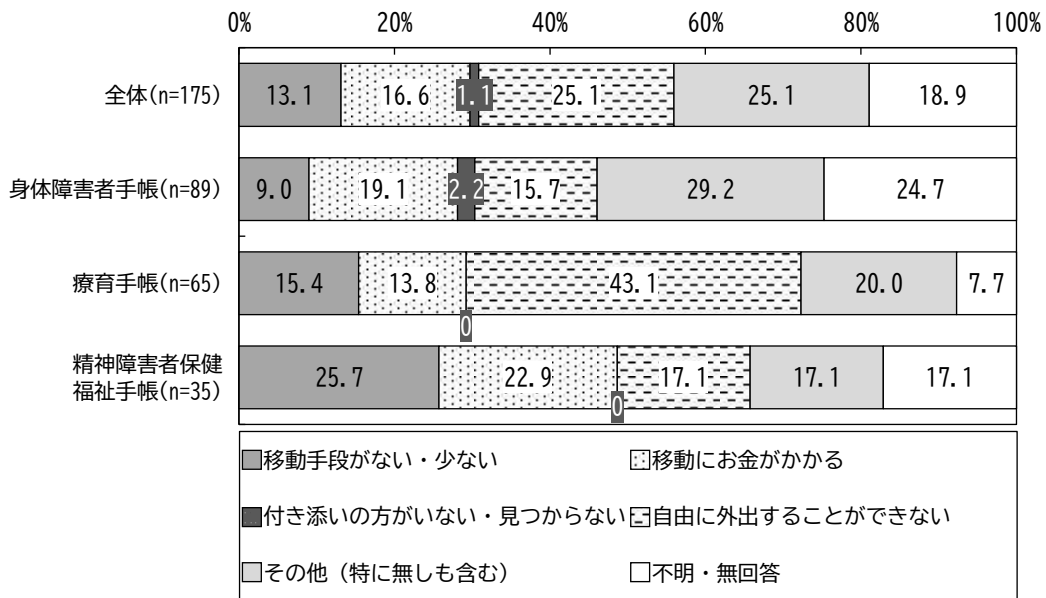


④外出の時に不安・不満に感じることにについて

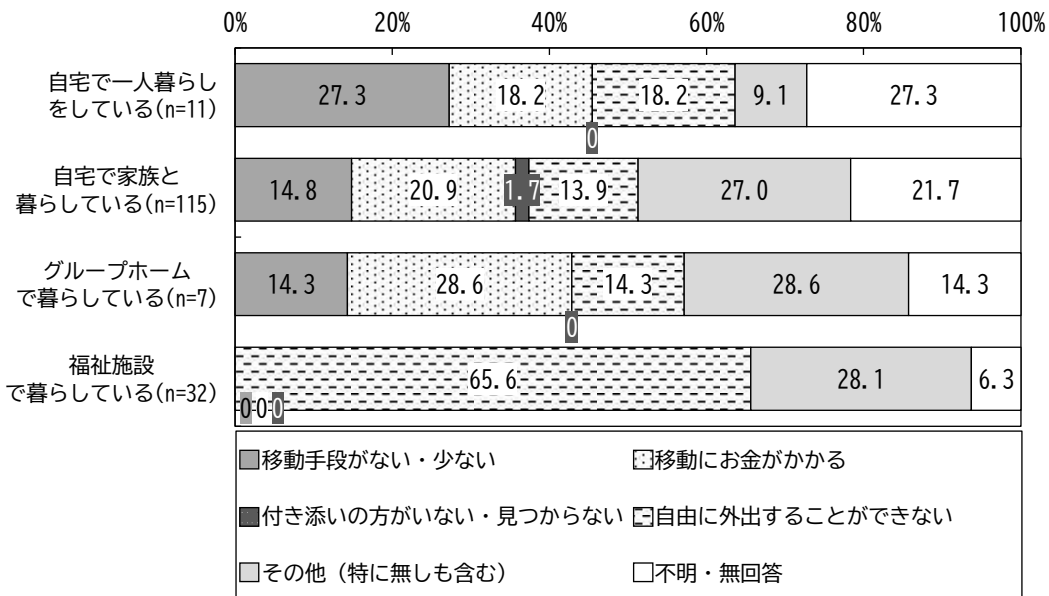
外出の時に不安・不満に感じることにについては、全体では「自由に外出することができない」と「その他（外出については特に不安・不満を感じることは無いも含む）」がどちらも25.1%と最も高くなっています。また、障害者手帳別にみると、療育手帳所持者で「自由に外出することができない」が他の手帳所持者と比べて割合が高くなっています。

住まいの状況別にみると、福祉施設で暮らしている人で「自由に外出することが出来ない」の割合が高くなっています。

◇障害者手帳所持者別



◇住まいの状況別



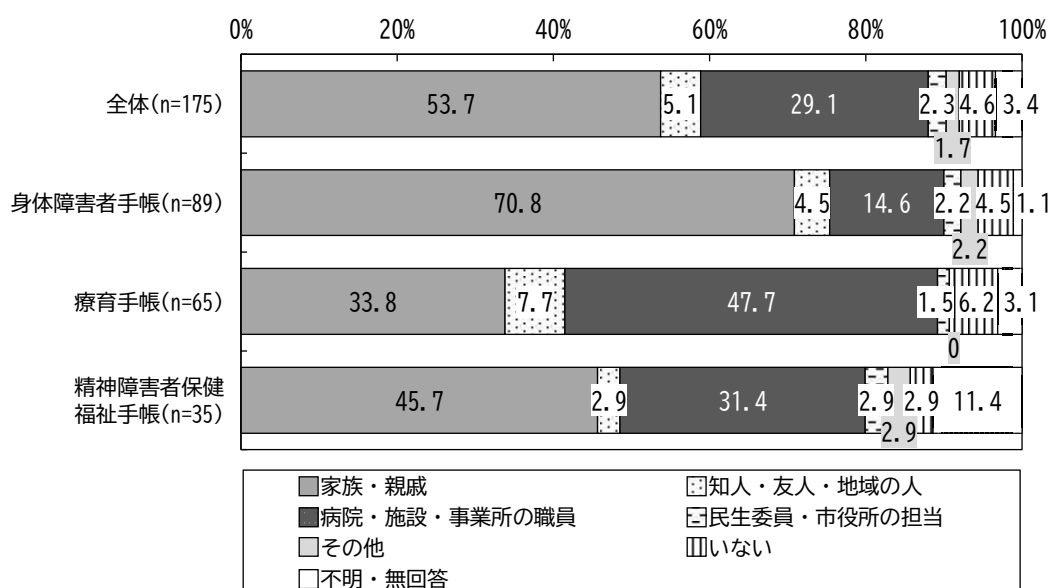
⑤困ったことや悩みの相談先について

困ったことや悩みを誰に相談するかについては、全体では「家族・親戚」が53.7%と最も高くなっています。また、障害者手帳別にみると、身体障害者手帳所持者で「家族・親戚」が他の手帳所持者と比べて割合が高くなっています。

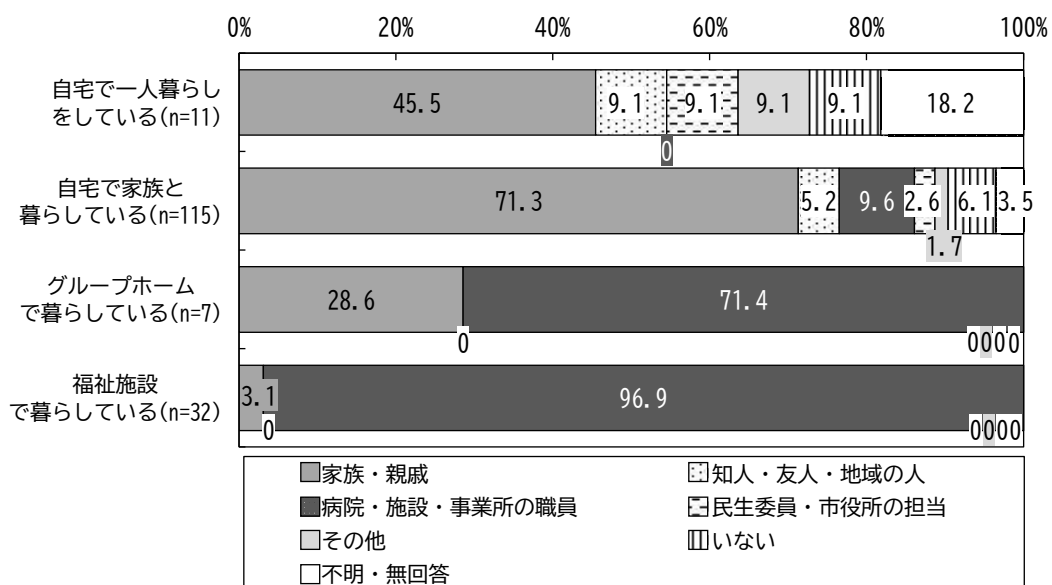
住まいの状況別にみると、一人暮らしをしている人と家族と暮らしている人で「家族・親戚」の割合が高く、グループホームで暮らしている人と福祉施設で暮らしている人で「病院・施設・事業所の職員」の割合が高くなっています。

手帳の種類により、相談先に相違があることから、専門的な機関との連携が重要となっています。

◇障害者手帳所持者別



◇住まいの状況別

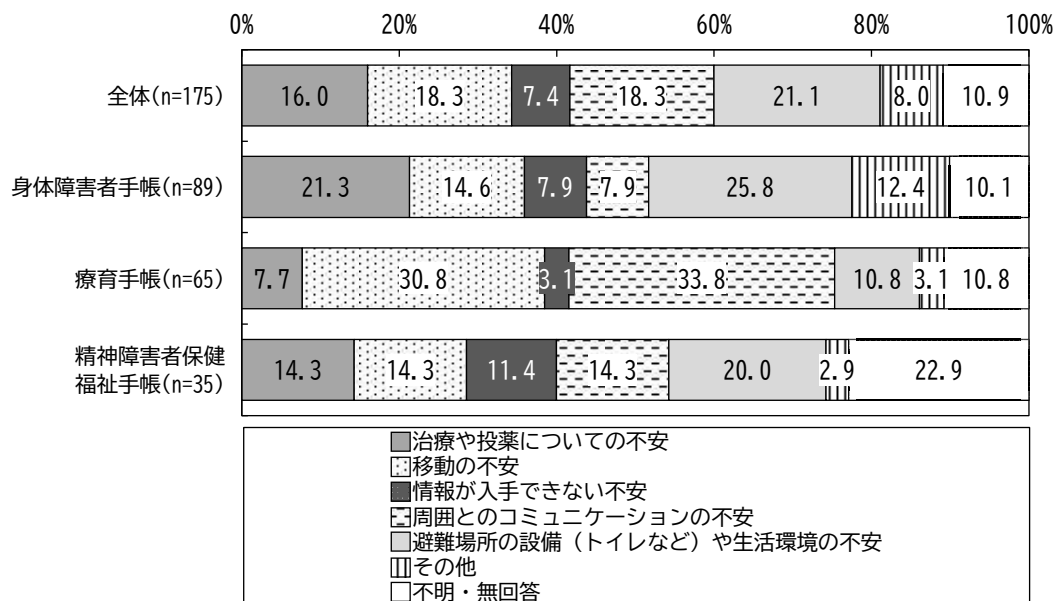


⑥災害時に困ることについて

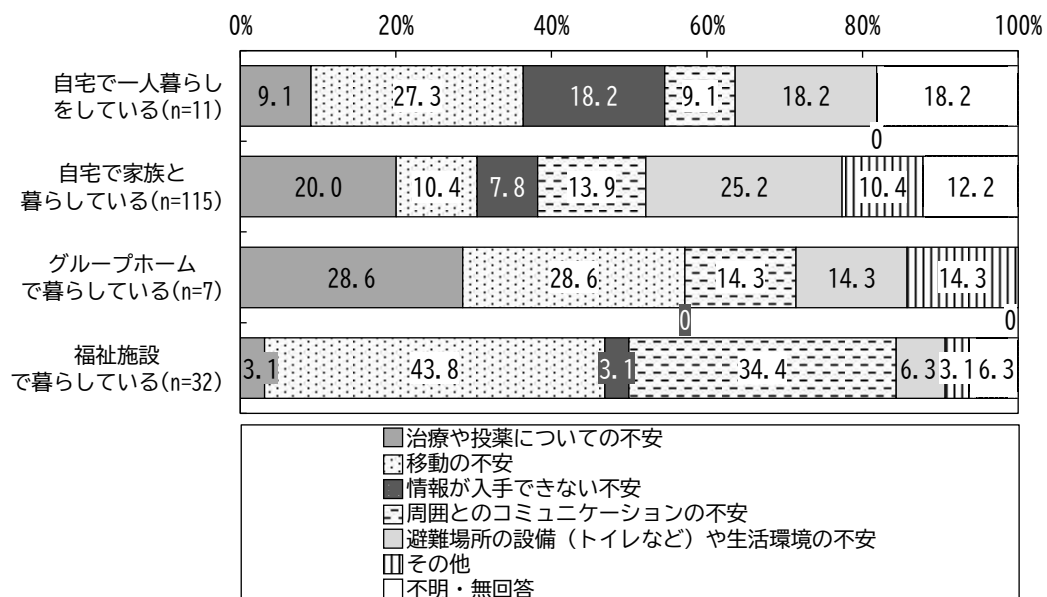
災害時に困ることについては、全体では大きな差はみられませんでした。障害者手帳別にみると、療育手帳所持者で「移動の不安」と「周囲とのコミュニケーションの不安」が他の手帳所持者と比べて割合が高くなっています。また、住まいの状況別にみると、一人暮らしをしている人とグループホームで暮らしている人、福祉施設で暮らしている人で「移動の不安」の割合が高く、家族と暮らしている人で「避難場所の設備や生活環境の不安」の割合が高くなっています。

障がいや暮らし方の違いにより、災害時の不安に差がみられます。

◇障害者手帳所持者別



◇住まいの状況別

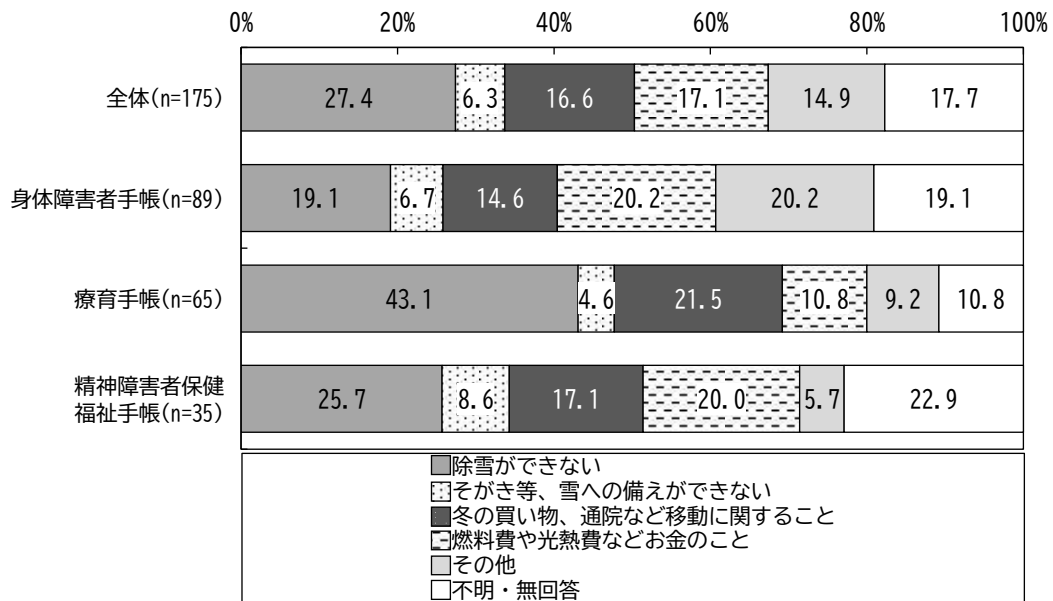


⑦雪で不安なことについて

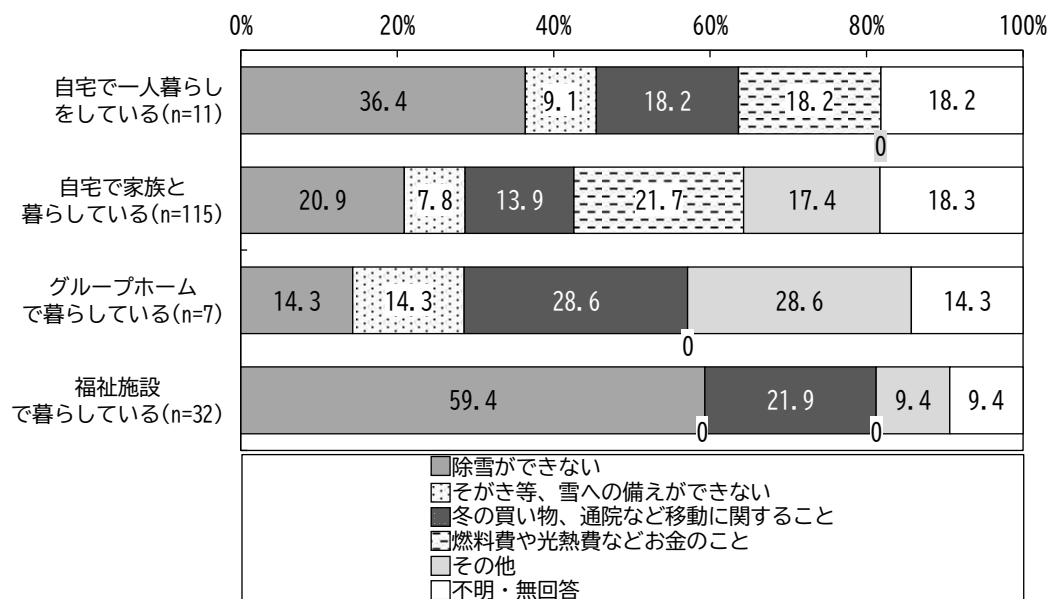
雪で不安なことについては、全体では「除雪ができない」が27.4%と最も高くなっています。また、障害者手帳別にみると、療育手帳所持者で「除雪ができない」が他の手帳所持者と比べて割合が高くなっています。

住まいの状況別にみると、一人暮らしをしている人と福祉施設で暮らしている人で「除雪ができない」の割合が高くなっており、住まいの状況の違いにより、今後も除雪に対する支援が必要となってきます。

◇障害者手帳所持者別



◇住まいの状況別

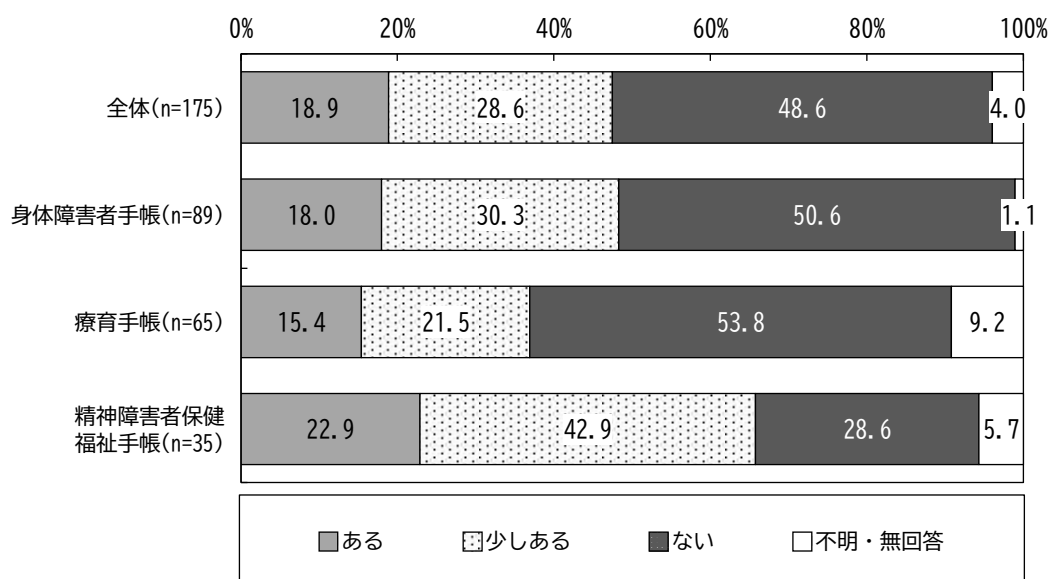


⑧差別や不快な思いをした経験と場所について

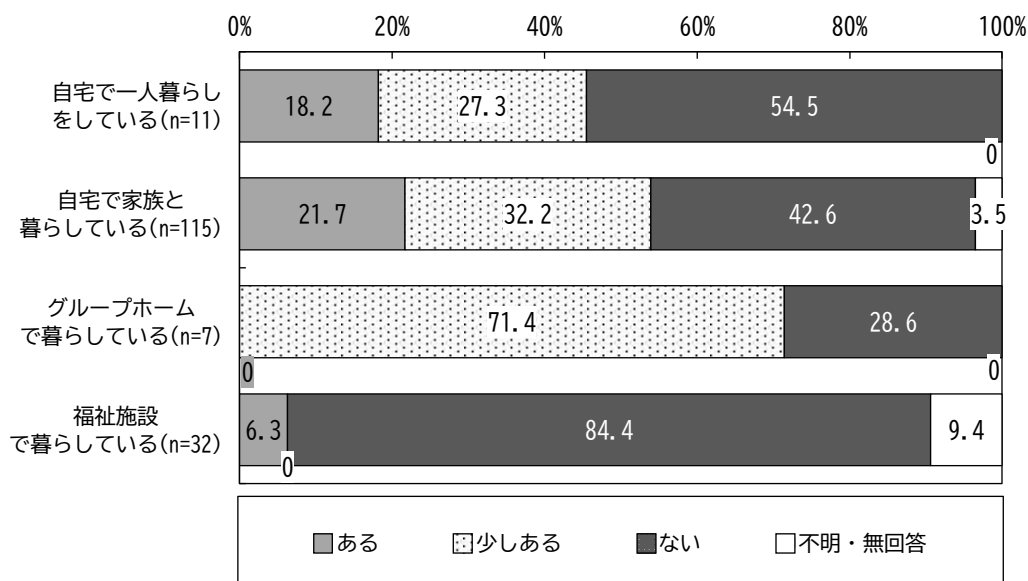
差別や不快な思いをしたことがあるかについては、全体では「ある」と「少しある」を合わせた『ある』が47.5%となっています。また、障害者手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳で「ある」と「少しある」を合わせた『ある』が65.8%と、差別を感じている人が多く見受けられます。

住まいの状況別にみると、グループホームで暮らしている人で「少しある」の割合が71.4%で他の住まいの状況と比べて割合が高くなっています。

◇障害者手帳所持者別



◇住まいの状況別

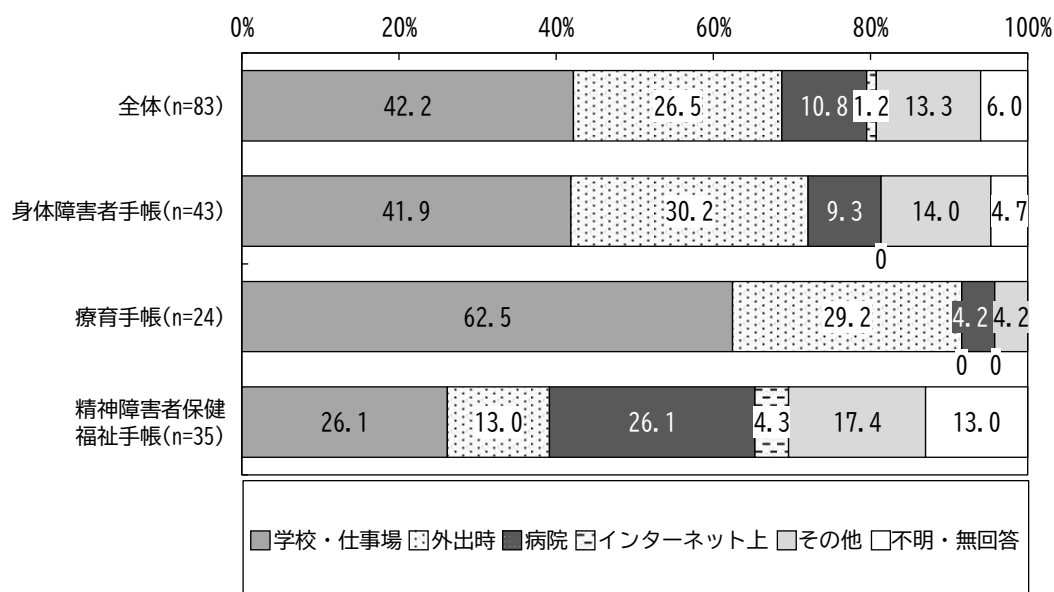


主にどのような場所で嫌な思いをしたかについては、全体では「学校・仕事場」が42.2%と最も高くなっています。また、障害者手帳別にみると、療育手帳所持者で「学校・仕事場」が他の手帳所持者と比べて多くなっています。

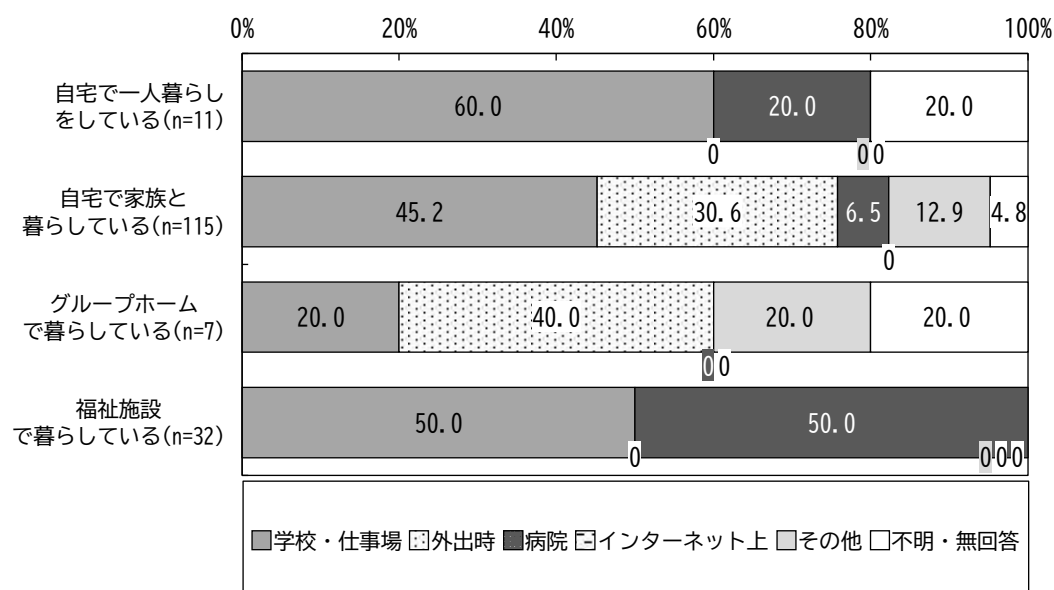
住まいの状況別にみると、一人暮らしをしている人と家族と暮らしている人、福祉施設で暮らしている人で「学校・仕事場」の割合が高くなっており、グループホームで暮らしている人は「外出時」の割合が高くなっています。

今後も差別のない社会と、障がい者に対する理解促進を図ることが必要とされます。

◇障害者手帳所持者別



◇住まいの状況別

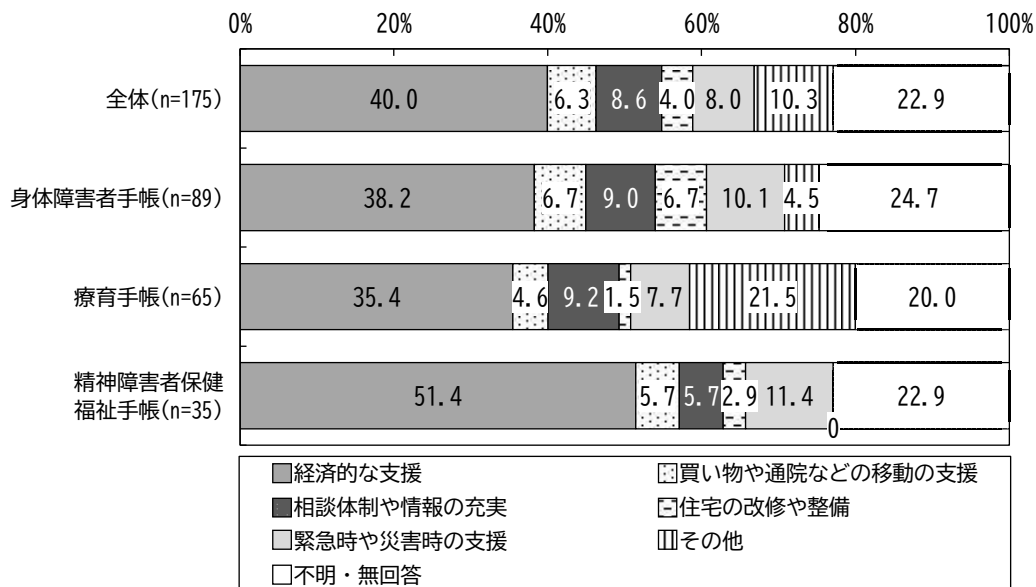


⑨主に尾花沢市で生活する上で必要な支援について

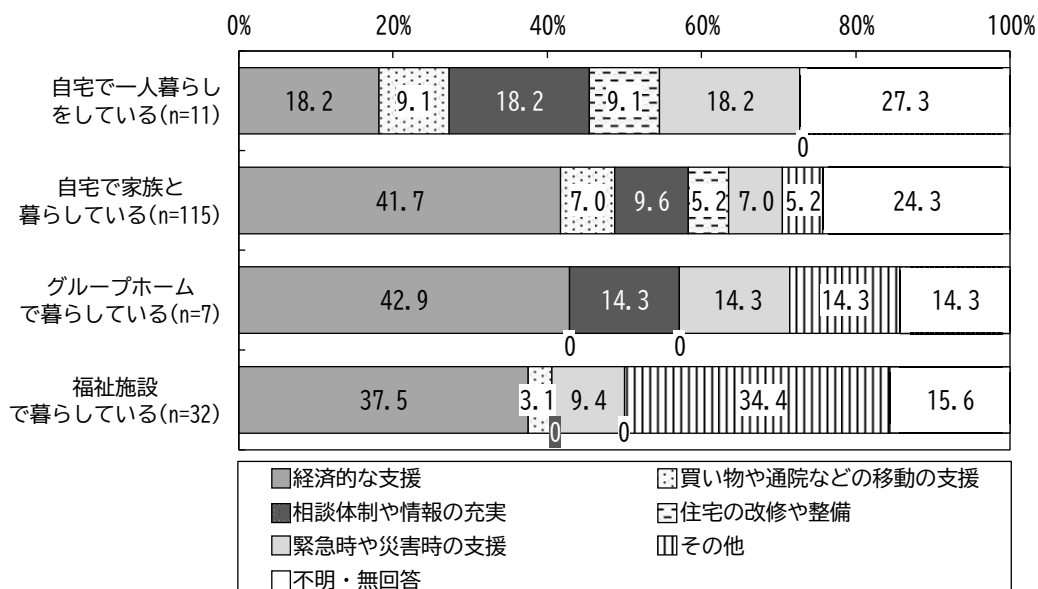
生活する上でどのような支援が必要と思うかについては、全体的に「経済的な支援」が最も高くなっています。

住まいの状況別にみると、家族と暮らしている人とグループホームで暮らしている人、福祉施設で暮らしている人で「経済的な支援」の割合が高くなっており、今後も継続した支援が必要とされます。

◇障害者手帳所持者別



◇住まいの状況別



第3節 計画の進捗状況の検証

(1) 障がい者計画の進捗状況の検証

障がい者計画は下記の施策体系で実施してきました。各取り組みについて庁内で検証した結果は以下の通りです。

進捗状況評価の見方	
A：十分できた	C：あまりできなかった
B：概ねできた	D：未実施

基本目標1 自立と社会参加を支援するまち

1. 保育・教育の充実

no	施策	進捗状況	担当課
1	職員の研修等への積極的な参加を促し、障がい児保育の充実を図る	B	福祉課
2	特別支援学級等における個別の教育指導計画や就学指導の充実	A	こども教育課
3	各支援機関と連携し、障がいの重度化や多様化に対応した教育環境の整備促進	A	こども教育課
4	各支援機関と連携し、学校卒業後の就労先の確保に努める	B	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
①障がい児の保育支援の充実のために、県主催等の研修会への参加や市単独の研修会を開催し、職員のスキルアップを図ってきました。 ②就学指導、個別の指導計画については、本人、保護者の意向を尊重しながら、指導が必要な児童・生徒について取り組みを進めてきました。 ③教育環境の整備促進については、年3回の教育支援委員会を開催し、各支援機関との情報共有に取り組んできました。 ④学校卒業後の就労先の確保に向けて、卒業生の個々の障がいに応じて就労や地域活動支援センターなどの利用促進を図り支援に努めてきました。		①障がい福祉の多様化に対応するため、継続的に研修会等の学習機会の提供、職員の障がい福祉の知識向上に努めています。 ②個別の指導計画については毎年、個別指導の必要な児童・生徒の状況を踏まえ、計画を見直しながら指導の充実を図っていきます。 ③障がいを持つ人の個々の状況に対応できるよう各支援機関との連携をもとに教育環境の充実を図り、適正な学校生活の支援をしていきます。 ④就労希望者については、就労先の確保や企業側から理解を得るための取り組みなど、引き続き関係課と連携して求人情報の提供を行っていくことが必要となります。	

2. 就労支援の充実

no	施策	進捗状況	担当課
1	障がい者雇用に関する理解促進	C	商工観光課
2	市報等による各種助成制度の周知	B	福祉課
3	各種就労支援の利用促進	B	商工観光課 福祉課
4	就労の場の確保や環境の整備促進	C	商工観光課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①国や関係機関からのパンフレットやポスターを公共施設に掲示するなどの啓発活動を実施して、障がい者雇用への理解促進に関する取り組みに努めてきました。</p> <p>②就労支援事業所（A型・B型）相談支援など、利用者の要望に応じて利用を促進してきました。また、「尾花沢市福祉・保健のサービス」を作成し、各種助成制度を市報、ホームページなどでの周知や区長会、民児協で配布し、サービスの説明などに取り組んできました。</p> <p>③就労希望者については、関係機関と調整を図り、各種就労支援サービスへの利用促進に向けた取り組みを行いました。</p> <p>④ハローワークや地域障害者職業訓練センターにて、「トライアル雇用事業」や「ジョブコーチ支援事業」の助成制度の案内、「精神発達障がい者しごとサポーター養成講座」などの取り組みを行ってきました。</p>		<p>①雇用の支援体制、各種制度の企業への周知不足が課題になっており、企業への理解促進のため周知・啓発をするとともにハローワークとの連携強化を図ることが必要となります。</p> <p>②障がいを持つ人が自分に合う仕事を選択するためには受け入れ側の理解と協力が不可欠となります。一般就労を希望する人と企業の雇用ニーズとのマッチングが困難な状況にあり、マッチングの強化と福祉・教育機関から一般就労・定着までの切れ目のない相談支援体制が必要となります。</p> <p>③障がいを持つ人が就労後に継続して仕事を行えるよう、職場までの移動手段の支援など負担を軽減できる対策が必要となります。</p> <p>④障がいに対する理解促進の取り組みが不十分であることから、雇用する際の受け入れ体制の整備などが課題となっています。</p>	

3. 社会参加の促進

no	施策	進捗状況	担当課
1	外出目的に応じた移動支援の提供	A	福祉課
2	各種の割引制度等の利用周知	B	福祉課
3	意思疎通支援事業の促進	B	福祉課
4	障がい者が参加するスポーツ・レクリエーション活動の充実	B	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①障がいを持つ人への移動の支援として、タクシー券、給油券などの交付を実施してきました。</p> <p>②「尾花沢市福祉・保健のサービス」を作成し各種助成制度を市報、ホームページなどで周知、区長会や民児協での配布を行い、サービスの説明などに取り組んできました。</p> <p>③意思疎通支援事業の促進については、障がいを持つ人が不自由のないコミュニケーションが出来るよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を実施してきました。</p> <p>④スポーツ・レクリエーション活動の充実については、障がいのある方自身が市主催の絆駅伝や県主催のスポーツ大会などに参加しやすいよう支援を行ってきました。</p>		<p>①利用者の状況に応じて制度内容の見直しを図るなど、利用しやすい環境を整備することが必要となります。</p> <p>②障がいを持つ人の公共施設や公共交通機関サービスなどの利用促進に向けた取り組みが必要となります。</p> <p>③手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を実施していますが、利用率が低いことが課題になっており、申込内容に応じた支援が必要となります。</p> <p>④障がいを持つ人の生きがいづくりとして、社会福祉協議会やボランティア団体の協力を得ながらスポーツ大会やレクリエーション活動への参加を支援していきます。</p>	

4. 権利擁護の推進

no	施策	進捗状況	担当課
1	市報等により各種制度の周知	C	福祉課
2	関係機関が連携し、適切な制度の利用につなげる	B	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①「尾花沢市福祉・保健のサービス」を作成し市報、ホームページ等で各種制度についての周知を実施しました。</p> <p>②高齢者施策に関する成年後継人制度の活用などについて関係機関との連携に努めてきました。</p>		<p>①市民への障がいを持つ人や障がいへの理解に対する取り組みが課題になっています。</p> <p>②「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の周知が進んでいないことが課題になっています。</p>	

基本目標2 生き生きと元気に暮らせるまち

1. 保健・医療の充実

no	施策	進捗状況	担当課
1	各種制度による医療費助成の実施	A	健康増進課 福祉課
2	こんにちは赤ちゃん訪問や各種健診の実施	A	健康増進課
3	こころの健康づくりの推進	A	健康増進課
4	難病患者に関する支援の推進	A	健康増進課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①医療費助成については、重度心身障がい者・障がい児医療給付事業、自立支援医療、特定疾病療養受療証の交付等を実施してきました。</p> <p>②「こんにちは赤ちゃん訪問」や各種健診の実施については、全乳幼児の状況を把握し、必要な支援を実施してきました。また、がん検診については、休日検診や個別検診を実施することにより、受診しやすい環境づくりに取り組んできました。</p> <p>③こころの健康づくりの推進については、精神疾患の方への支援に向けて、自殺対策計画に基づき、保健所や各医療機関と連携し支援を行いました。</p> <p>④難病患者に関する支援については、各医療機関と連携を図り、相談支援を実施してきました。</p>		<p>①医療的ケア児など、障がいを持つ人の状況が多様化しており、サービスの利用状況に応じた医療費の助成が必要となります。</p> <p>②「こんにちは赤ちゃん訪問」や各種健診について、発達障がいを持つ人の支援が困難であることが課題になっています。今後、障がいを持つ人のもとへ訪問の実施やコーディネーターを配置し相談支援などを整備していくことが必要になっています。</p> <p>③こころの健康づくりについては、増加傾向にあるひきこもり者の現状把握と予防活動を行うことが重要になっています。</p> <p>④難病患者については、一人ひとりの状況に対応できるよう細かいニーズを把握し、適切な支援につなげることが求められています。</p>	

2. 相談支援の充実

no	施策	進捗状況	担当課
1	民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員と連携し、相談体制を充実	B	福祉課
2	ライフステージに応じた相談支援の実施	B	福祉課
3	北村山地域自立支援協議会にて、関係機関との連携強化	B	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①北村山地域自立支援協議会を年2回開催し、3市1町関係機関で協議し連携に努めてきました。また、民生委員・児童委員の活動支援と情報共有を図ってきました。</p> <p>②ライフステージに応じた相談支援の実施については、各関係機関との連携を図り、個々の状況に対応した支援に取り組んできました。</p> <p>③北村山地域自立支援協議会における連携強化については、相談支援部会における情報共有を行いながら連携を図ってきました。</p>		<p>①市民に対して身近な相談窓口である民生委員・児童委員と関係機関との情報の共有や連携体制が課題となっています。</p> <p>②健康相談や訪問指導、療育相談、こころの健康相談などの各種事業所と医療機関や保健師との連携を強化し、より専門性の高いアドバイスや本人・保護者等の生活状況に応じた支援を行うことが必要となります。</p> <p>③協議会の開催が不定期であることが課題となっています。今後は、自治体間での協議を進め、定期的開催することが必要です。</p>	

3. 在宅福祉サービスの充実

no	施策	進捗状況	担当課
1	障がい者のニーズに応じたサービスの提供	A	福祉課
2	福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活移行の促進	B	福祉課
3	補装具や日常生活用具の給付の推進	B	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①相談内容に応じ、適切なサービスの提供に努めてきました。また、補装具や日常生活用具の給付の推進については、身体障がい者手帳の交付時の案内や対象者に直接案内するといった給付の推進を行いました。</p> <p>②福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活移行の促進については、病院の相談員や相談支援事業所と連携して取り組んできました。</p> <p>③補装具についての相談や日常生活用具の給付について適切な説明を実施してきました。</p>		<p>①障がい者一人ひとりの生活や周りの環境によって、必要とするサービスがさまざまであるため、相談支援事業者との連携を図りつつ、障がい者本人やその家族の意向、要望を把握した上でのサービス提供を推進することが求められています。</p> <p>②施設入所や入院中の精神障がい者の地域生活移行については、グループホーム等の情報を共有しながら、地域への移行体制を整備することが必要です。</p> <p>③身体障害者手帳所持者の相談内容に応じた給付を推進することが必要になっています。</p>	

4. 生きがいくりの推進

no	施策	進捗状況	担当課
1	運動・芸術・文化に関するイベントの周知	B	社会教育課
2	障がい者の施設利用に関する利用料金の軽減化を推進	B	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①生きがいくりの一環として、運動・芸術・文化に関するイベントについては、ポスター掲示や来客窓口にパンフレットを常設し周知を行いました。</p> <p>②補聴器メーカーの利用をはじめ、各団体の利用の際には利用料金を減免するなど支援を図ってきました。</p>		<p>①イベントの周知については、引き続き情報発信を行うとともに、障がいを持つ人の個々のニーズに応じた情報を発信する必要があります。</p> <p>②周知の方法については、SNSや各ネットワーク等を活用し、幅広く行っていくことが必要になっています。</p>	

基本目標3 とともに助け合うまち

1. バリアフリーの推進

no	施策	進捗状況	担当課
1	公共建築物・道路・公園等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進	B	建設課
2	民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインを促進	B	建設課
3	障がい者の住宅改修費用の助成	B	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①既存の公共建築物・道路・公園等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進に努め、新設する際にも積極的にバリアフリー化を取り入れてきました。</p> <p>②民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインを促進するよう働きかけてきました。</p> <p>③住宅改修費用の助成や住宅リフォーム支援事業を活用したバリアフリー化を推進しました。</p>		<p>①公共施設等のバリアフリー化については、引き続きユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設や道路の段差解消、公園トイレの多目的化などを計画的に整備する必要があります。</p> <p>②民間施設のバリアフリー化については、未実施の事業所があるため、引き続きバリアフリー化の促進を強化し、必要な助成制度の周知と活用に取り組むことが求められています。</p> <p>③住宅のバリアフリー化については、改修費用の助成制度や住宅リフォーム支援制度があまり認知されておらず、今後はさらなる制度の充実を図るとともに、制度を周知することが必要です。</p>	

2. 虐待の防止

no	施策	進捗状況	担当課
1	市報、市ホームページ、各種パンフレット等を活用した啓発	B	福祉課
2	保育園、幼稚園、学校、福祉サービス事業所等と連携し、虐待の早期発見と未然防止に努める。	A	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
<p>①虐待防止への啓発については、平成24年に障害者虐待防止センターを設置し、窓口での対応を行ってきました。</p> <p>②虐待防止については、福祉サービス事業所等と要保護児童対策地域協議会を中心に、保育園、幼稚園、学校等と連携し、早期発見、未然防止に努めてきました。</p>		<p>①細かい情報の共有不足が課題になっています。市と関連機関の役割を明確化し、連携強化を図る必要があります。</p> <p>②関係機関との連携を強化し、早期発見、未然防止に対する体制を整備することが求められています。</p>	

3. 差別の解消

no	施策	進捗状況	担当課
1	市報、市ホームページ、各種パンフレット等を活用した啓発	C	福祉課
2	職員研修等で周知し、資質向上に努める。	B	福祉課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
①市民向けにはパンフレットの配布、ポスターの掲示などの取り組みを行ってきました。 ②職員向けの取り組みとしては要領を策定し、新規採用職員研修などの際に説明を行い、障がいに対する理解促進を図ってきました。		①引き続き啓発活動を行いつつ、民間事業者等へ障がいに対する理解促進を図ることが課題です。 ②職員が障がいに対する理解を深めて、専門的な知識向上を図ることが求められています。	

4. 災害時の支援

no	施策	進捗状況	担当課
1	災害時要援護者避難支援台帳の整備及び情報共有に係るルールの再検討	B	福祉課
2	防災訓練等の推進及び協力者との連携の構築	A	総務課
3	福祉避難所等の整備	A	総務課
取り組み内容		次期計画に向けた課題・支援の内容	
①情報共有に係るルールの再検討を進めており、区長、民生委員・児童委員と連携して台帳の整備を行ってきました。 ②災害時要援護者避難支援台帳を自主防災組織及び消防団と情報を共有し、災害時に備えて体制を整備してきました。 ③福祉避難所等の整備については、災害時に備えた適切な整備を行ってきました。		①災害時要援護者避難支援台帳の情報共有については、台帳の活用方法を関係者、関係団体と検討する必要があります。 ②要援護者世帯毎の避難支援個別計画を作成し、避難誘導等を迅速かつ的確に実施する必要があります。 ③障がいの種別や程度に応じた避難者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所の拡充を図る必要があります。	

(2) 第5期障がい福祉計画の進捗状況

尾花沢市第5期障がい福祉計画における目標数値及びサービス見込値に対する実績は下記の通りとなります。

①成果目標の達成状況

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の第5期障がい福祉計画の指針では、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行し、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することとしており、本市でも同率の目標を掲げ4人が地域生活に移行することを目標として取り組んできました。

◇平成28年度末の施設入所者数の実績

項目	実績	考え方
平成28年度末の施設入所者数	44人	A：平成28年度末の施設入所者

◇令和2年度末の施設入所者数の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
令和2年度末の施設入所者数	40人	41人	B：令和2年度末の施設入所者数
差引減少見込数	4人	3人	A - B
	9.1%	6.8%	(A - B) / A
施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数	4人	0人	C：地域移行する者の数
	9.1%	0%	C / A

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第5期障がい福祉計画の指針では、圏域または市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとされており、本市では、精神病棟の長期入院患者数を減少及び地域生活移行へ促すための、協議の場を設置するために取り組んできました。

項目	目標	実績	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	未設置	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場 ・市町村単位での設置、または複数市町村による共同設置

○地域生活支援拠点等の整備

国の第5期障がい福祉計画の指針では、障がい者の地域生活を支援する拠点等を市町村または圏域に少なくとも1つ整備することとされており、本市では障がい者の重度化・高齢化を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために取り組んできました。

項目	目標	実績	考え方
地域生活支援拠点等の整備	設置	未設置	近隣市町村を含めた広域的な設置

○一般就労移行に関する目標と実績

国の第5期障がい福祉計画の指針では、福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍にすることとされており、本市では障がいのある人の就労の場の確保や就労後の職場定着に向けた支援のため、関係機関と連携した就労支援を推進してきました。また、就労移行支援事業の利用を促進させ、障がいのある人が一般就労できるよう支援を進めてきました。

◇平成28年度の一般就労移行に関する実績

項目	実績	考え方
平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	1人	平成28年度の一般就労した者の数
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	1人	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数

◇令和2年度末の一般就労移行に関する目標と実績

項目	目標	実績	考え方
令和2年度末において施設を退所し、一般就労する者の数	3人	0人	令和2年度末の一般就労した者の数
令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	3人	2人	令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数
就労移行支援開始後1年後の利用者の職場定着率	100%	0%	就労定着支援を利用した者の支援開始後1年後の職場定着率

②障がい福祉サービス

サービス		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
訪問系	居宅介護	60時間	6時間	60時間	10時間	60時間	42時間
		6人	2人	6人	3人	6人	5人
	重度訪問介護	992時間	1,207時間	992時間	1,273時間	992時間	620時間
		2人	2人	2人	2人	2人	1人
	同行援護	95時間	3時間	95時間	2時間	95時間	3時間
		3人	1人	3人	1人	3人	1人
	行動援護	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	1時間
		0人	0人	0人	0人	0人	1人
	重度障がい者等包括支援	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
日中活動系	生活介護	1,040人日	1,103人日	1,040人日	1,100人日	1,040人日	1,105人日
		52人	56人	52人	56人	52人	52人
	自立訓練 (機能訓練)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	自立訓練 (生活訓練)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	就労移行支援	60人日	117人日	60人日	42人日	60人日	21人日
		3人	6人	3人	3人	3人	2人
	就労継続支援 (A型)	420人日	372人日	420人日	395人日	420人日	438人日
		20人	18人	20人	19人	20人	20人
	就労継続支援 (B型)	442人日	538人日	442人日	589人日	442人日	649人日
		26人	34人	26人	36人	26人	39人
	就労定着支援	3人	0人	3人	0人	3人	0人
	短期入所	12人日	37人日	12人日	47人日	12人日	33人日
4人		4人	4人	5人	4人	2人	
療養介護	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
居住系	自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	共同生活援助	28人	29人	28人	32人	28人	30人
	施設入所支援	42人	46人	41人	44人	40人	41人
相談支援	計画相談支援	20人	22人	20人	23人	20人	20人
	地域移行支援	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※ 令和2年度については実績見込値となります。

③地域生活支援事業

サービス		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
必須事業	相談支援事業	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所
	住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件
	意思疎通支援事業						
	手話通訳者派遣事業	3人	2人	3人	5人	3人	1人
	要約筆記者派遣事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	手話通訳設置事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	日常生活用具給付等事業						
	介護・訓練用支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
	自立生活支援用具	3件	0件	3件	1件	3件	1件
	在宅療養等支援用具	1件	1件	1件	2件	1件	0件
	情報・意思疎通支援用具	2件	3件	2件	1件	2件	4件
	排泄管理支援用具	350件	360件	350件	360件	350件	370件
	住宅改修費	1件	0件	1件	0件	1件	1件
	移動支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域活動支援センター機能強化事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
	8人	5人	8人	5人	8人	5人	
任意事業	訪問入浴サービス	2人	1人	2人	1人	2人	0人
	職親制度推進補助事業	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	日中一時支援事業	0人	0人	0人	1人	0人	1人

※ 令和2年度については実績見込値となります。

(3) 第1期障がい児福祉計画の進捗状況

尾花沢市第1期障がい児福祉計画における目標数値及びサービス見込値に対する実績は下記の通りとなります。

①成果目標の達成状況

○児童発達支援センターの設置

国の第5期障がい福祉計画の指針では、児童発達支援センターの設置を市町村または圏域ごとに少なくとも1箇所整備することとされており、本市では近隣市町村を含めた広域的な設置について検討を進めています。

目標	目標	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	設置	未設置	近隣市町村を含めた広域的な設置

○重症心身障がい児支援事業所の確保

国の第5期障がい福祉計画の指針では、市町村または圏域ごとに少なくとも1箇所以上確保することとされており、本市では重症心身障がい児を支援するための児童発達支援事業所と放課後デイサービス事業所の設置について検討を進めています。

目標	目標	実績	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	設置	未設置	・重症心身障害児を支援する事業所 ・市町村または圏域ごとの設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	設置	未設置	・重症心身障害児を支援する事業所 ・市町村または圏域ごとの設置

○医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置

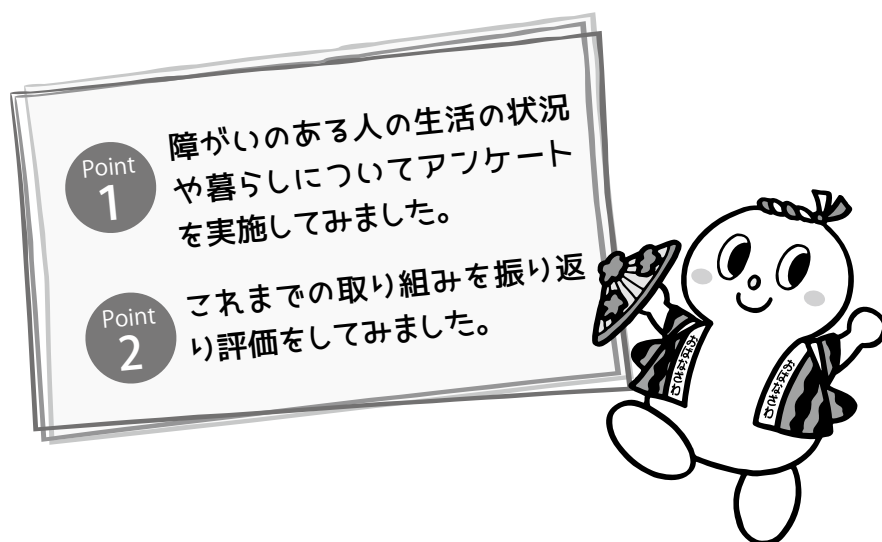
国の第5期障がい福祉計画の指針では、市町村または圏域ごとに1箇所以上設置することとされており、本市では医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、協議の場の設置について検討を進めています。

目標	目標	実績	考え方
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	未設置	・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場 ・各都道府県、各圏域及び各市町村において1箇所以上設置

②障がい児通所支援サービス・障がい児相談支援サービス

サービス	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
児童発達支援	16人日	10人日	16人日	18人日	16人日	23人日
	2人	2人	2人	2人	2人	3人
放課後等デイサービス	144人日	188人日	144人日	187人日	144人日	206人日
	18人	13人	18人	13人	18人	14人
保育所等訪問支援	0人日	0人日	0人日	1人日	0人日	1人日
	0人	0人	0人	1人	0人	1人
医療型児童発達支援	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
障がい児相談支援	18人日	4人日	18人日	4人日	18人日	4人日

※ 令和2年度については実績見込値となります。



第3章

プランの方向性

第1節 計画の基本理念

障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、自らの意思に基づいて行動を選択するという個人の確立、そして、一人ひとりがお互いの個性や人格を理解したうえで、互いに支え合えながら生きていく共生の実現、これら二つの考え方が、基本的な概念として提示されております。

本市では、ノーマライゼーションの考えをもとに、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が一般社会の中で、その人らしく生活することが当然の姿であり、平等な条件とともに暮らしていける社会の実現を目指して計画を推進してきました。

本計画では、前計画の基本理念や「第7次尾花沢市総合振興計画」などを踏まえ、障がいのある人もない人も互いを理解し、支え合って生きていく地域共生社会の実現を目指し、基本理念を以下の通りとします。



基本理念

誰もが共に自分らしく暮らす 

住みたいまち 住み続けたいまち



第2節 障がい者計画の基本目標

基本理念の実現を図るため、本計画の柱となる3つの基本目標に沿って障がい者支援を展開します。

基本目標1

ライフステージと障がいの特性に応じた仕組みづくり・社会づくり

障がいのある人が自分らしく生き活きと育つために、インクルーシブ教育*を推進するとともに、障がいの早期発見・療育支援、幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階で切れ目のない支援の充実に努めます。また、個々の状況や障がいの特性に合わせた雇用・就労、生涯学習活動・スポーツ活動への支援を行い、主体的な活動を支える取り組みを推進します。

基本目標2

思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり

地域共生社会を目指し、障がいのある人が地域で充実した社会生活を送ることができるよう各種福祉サービスの質の向上を進めながら、障がいのある人だけでなく、その支援する人や家族に向けても幅広く対応できるよう情報提供、相談窓口の体制整備に努めます。また、障がいの特性によっては、医療機関への受診が困難な人や、診断・治療の際の意思疎通が困難な人もいるため、誰もが適切な治療を受け、正確な情報が得られるよう支援を行います。

基本目標3

安全・安心で人にやさしいまちづくり

公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。また、災害時に安全に避難することができるよう、災害時の支援体制の充実に努めます。そのほか、障がいのある人への差別解消に向けた取り組みの強化、地域間の交流を図りながら人権啓発や人権教育などを推進することにより、障がいのある人の人権尊重に対する理解と協力を促進し、福祉の意識を高めます。

*インクルーシブ教育：子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

第3節 計画の体系

(1) 障がい者計画

基本理念

誰もが共に自分らしく暮らす
住みたいまち
住み続けたいまち

基本目標 1

ライフステージと
障がいの特性に応じた
仕組みづくり・
社会づくり

施策

- 1-1 障がい児への保育・教育の推進
- 1-2 雇用・就労の支援
- 1-3 スポーツ活動及び文化・芸術活動等の推進

基本目標 2

思いやり・助け合い
の心で育む
共生の関係づくり

施策

- 2-1 保健・医療サービスの充実
- 2-2 生活支援サービスの充実
- 2-3 相談支援・情報提供の充実・強化

基本目標 3

安全・安心で
人にやさしい
まちづくり

施策

- 3-1 バリアフリーの推進
- 3-2 障がいに対する理解の促進
- 3-3 移動手段の確保
- 3-4 防災体制の強化・連携の強化

(2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

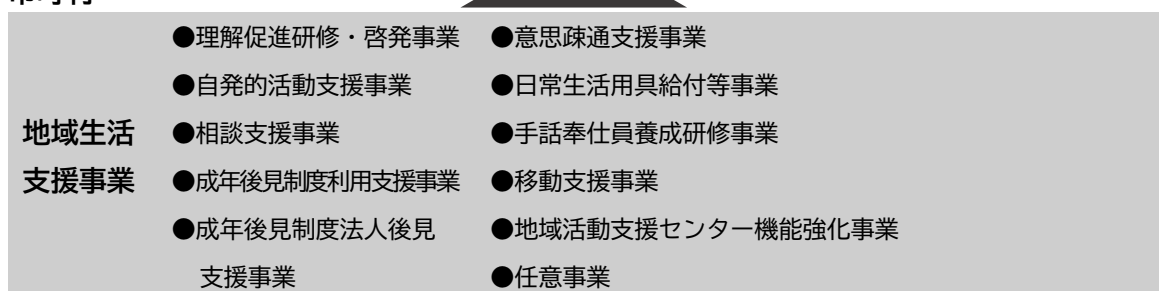
第6期障がい福祉計画の体系

障がい福祉計画では、障がいを持つ人それぞれ個別に支給される自立支援給付と市町村事業の「地域生活支援事業」で構成されています。自立支援給付は「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居宅系サービス」「相談支援」「補装具」などの障がい福祉サービスで構成されています。地域生活支援事業は「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具等給付事業」「移動支援事業」などで構成されています。

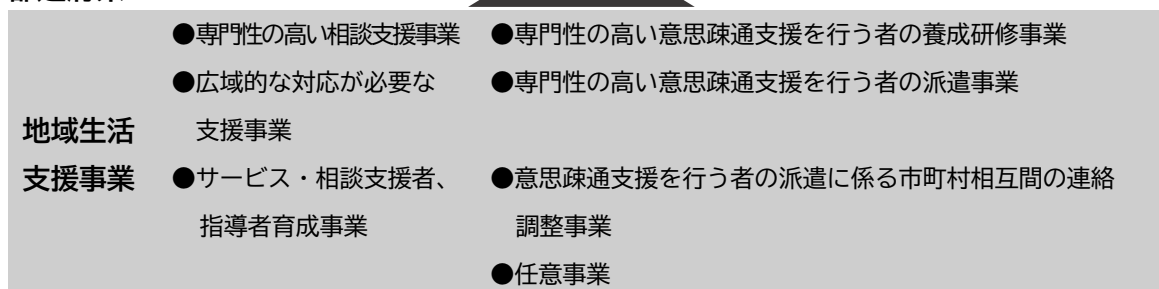
市町村



市町村



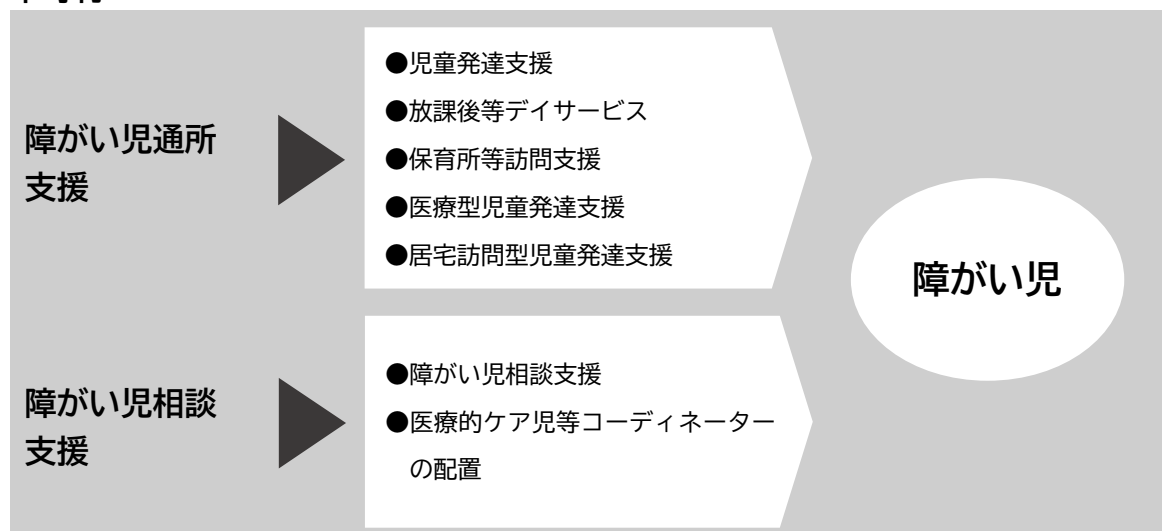
都道府県



第2期障がい児福祉計画の体系

障がい児福祉計画は、障がい児通所支援、障がい児相談支援などのサービスで構成されています。障がい児通所支援は「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」などで構成されています。また、障がい児相談支援は「障がい児相談支援」「医療的ケア児等コーディネーターの配置」などで構成されています。

市町村



SDGs の推進



持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

第7次尾花沢市総合振興計画では、各分野の取り組みとSDGsの17のゴールを対応させ、SDGsの達成に向けて取り組みを推進しています。障がい福祉分野においては、「1. 貧困をなくそう」「3. すべての人に健康と福祉を」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10. 人や国の不平等をなくそう」の5つのゴールを該当する目標として掲げており、達成に向けて取り組みを進めていきます。

障がい者計画

基本目標 1 ライフステージと障がいの特性に応じた仕組みづくり・社会づくり

現状と課題

◎ 子どもの成長に合わせた切れ目のない適切な支援が求められています。

- 障がいのある子どもについて、障がいの軽減や基本的な生活能力を身につけるためには、障がいの早期発見・早期支援が重要です。本市では、乳幼児に対する健康診査などにより早期発見に努めるとともに、「こんにちは赤ちゃん訪問」など各種取り組みにより、早期支援を進めています。
- 障がいのある子どもが、自分らしく生き活きと育つためには、乳幼児期からの一貫した支援が重要となっています。
- 本市では、各保育園・幼稚園で障がい児の受け入れや重度障がいを持つ乳幼児とその保護者の交流を図るために、おもだか保育園内の「なかよし組」の設置などを実施しています。また、就学児についても、小中学校には特別支援学級を設置しています。
- 障がいに応じた適切な支援機関として、山形県中央児童相談所や山形県立こども医療療育センターがあります。
- 障がいのある子どもの社会的な自立を目指し、特別支援教育の充実を図るとともに、地域の学校や支援学校、関係機関などとの緊密な連携を図りながら、子ども一人ひとりの特性に応じて、能力や可能性を伸ばす適切な教育的配慮が求められています。

◎ 障がいのある人が安心できる就労機会の提供が求められています。

- 就労は自立した生活の基盤になるとともに、生きがいや社会参加の面で大きな役割を持ち、障がいのある人の適性や能力に応じた就労の場の確保が求められています。また、一般企業への就労の確保と継続に向け、受け入れ企業の理解・協力を深め、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、職場訓練の機会拡大や就職相談などの就労支援体制の整備が必要です。
- 平成28年4月に改正された障がい者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が施行され、各企業・事業所に対して、障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助が位置づけられています。また、平成30年4月より法定雇用率が引き上げられるとともに、算定基礎に精神障がいのある人が加えられ、対象となる事業者の範囲が拡大されました。さらに、令和3年3月1日以降、法定雇用率が0.1%引き上げられ、対象事業者の範囲が拡大されます。
- 本市では、昭和58年度から職親制度推進事業に取り組んでおり、平成26年度には特定非営利活動法人による「就労継続支援事業所（B型）はながさ」、平成29年度には医療法人による「就労支援センター（B型）すまいるわーく」が開設され、障がい者の雇用促進と職場への定着を支援してきました。

◎ 障がいのある人の社会参加の推進が求められています。

- 生涯学習・スポーツ活動などを充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るために大きな役割を果たしています。
- 近年、生活に楽しさを求め、自ら積極的に社会参加をし、生きがいを求めるニーズが急速に高まっています。今後は生涯学習・スポーツ活動等を通し、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさが求められるよう、支援を強化していく必要があります。

◆ 専門職アンケートや会議でのご意見より ◆



- 通常の学校と特別支援学校の交流や協働学習などをさらに進めて行く必要があり、子どもの教育から現在の障がい者差別や偏見等は解消していくべきという意見がありました。
- 健全な心身が育まれるためにも、教育現場にいる教員、教諭達にインクルーシブ教育の必要性や意識、認識をしっかりと持ってもらう、共同学習を増やし保護者が通常学級、特別支援学級との比較や差別化をしない取り組みが必要という意見がありました。
- 障がい児等の進路指導については、早い段階で学校として、相談支援事業所と連携していく必要がある。進路指導の最初の段階から、連携し制度などの情報を提供していくことが大切であるという意見がありました。
- 仕事が休みの日は、家にずっとこもっている方もおり、心配な方もいるという意見がありました。

施策

1-1 障がい児への保育・教育の推進

取り組み	内容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問・相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師が乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康保持を図るとともに、障がいの早期発見、療育相談に努めます。 ○育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るために訪問指導体制の確立を関係各課・機関と検討を進めていきます。 ○障がいを持つ人の状況が多様化しているため、こまめな訪問やコーディネーターを配置するなど、相談体制を整備していきます。 	健康増進課
職員研修の実施・参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある子どもが身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育・支援が受けられるよう、職員等の専門的知識の習得に向けた研修会の開催や積極的な参加を促します。 	こども教育課 福祉課
特別支援学級等における個別の指導計画や就学指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級の説明、教育相談などへの積極的な参加のための情報提供や一人ひとりの状況に応じた就学指導に努めていきます。 ○特別な支援が必要な児童・生徒について指導の状況を踏まえ、指導計画を見直しながら教育の充実を図っていきます。 	こども教育課
障がいの重度化や多様化に対応した教育環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの実態に応じて、各小中学校に特別支援学級を設置するとともに、一人ひとりの状況に応じたインクルーシブ教育の推進を図っていきます。 ○教育環境の充実を図るため、適切な学校生活、学習全般を支援していきます。 	こども教育課
放課後等の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所として、放課後等デイサービスの充実を図ります。 	福祉課
進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業後の就労について、障がいのある子どもが日常的、社会的に自立して生活していけるよう、福祉、雇用、教育等の分野の連携を図り、就労先の確保に取り組んでいきます。 	商工観光課 福祉課

施策

1-2 雇用・就労の支援

取り組み	内容	担当課
障がい者雇用に関する啓発・広報活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいへの知識不足による、障がい者雇用への不安に対し、ハローワーク村山と連携し、企業を対象にした研修会等を実施します。 ○企業が障がい者雇用を積極的に進められるよう、助成金による支援制度や税制上の優遇措置をチラシ等により周知します。 	商工観光課
就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の就労には、ハローワーク村山を通じた支援体制が確立されており、市の窓口（福祉課と商工観光課）で受けた相談をスムーズにハローワークにつなぐ体制を確立していきます。 ○相談支援事業所と連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など障がいのある人の就労支援や事業所を支援するジョブコーチの活用などに努めます。 	商工観光課 福祉課
就労継続支援や地域活動支援センター利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいにより一般就労が困難な人に対して、就労や生産活動の機会を提供し訓練を実施する就労継続支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターの利用促進を図ります。 	福祉課
就労の場の確保や環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校やハローワークと連携し、一般就労を目指す生徒への実習の場を確保するなど、希望に沿った就労支援に努めます。 ○職場までの移動手段など、どのような支援が必要かを把握し、関係機関と連携し整備していきます。 	商工観光課 福祉課
障がい者就労施設などからの優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者優先調達推進法に基づき、毎年、調達方針を策定し、市ホームページに掲載します。 ○市ホームページなどで障害者優先調達推進法の周知を図りながら、物品及び役務の調達を拡大します。 	福祉課

1-3 スポーツ活動及び文化・芸術活動等の推進

取り組み	内容	担当課
スポーツ・文化活動の場の充実	○障がいのある人がスポーツや文化芸術に親しみ、生きがいのある生活を送ることができるよう、各種スポーツ大会や、文化活動の発表の場の提供などを通して、健康増進や活動意欲の高揚を図ります。	社会教育課 福祉課
障がい者団体等の活動の支援	○障がい者団体が実施するスポーツ、文化活動に対して後援を行うなどの支援を継続して実施します。	社会教育課 福祉課
ボランティア活動の推進	○障がいのある人とのふれあいを通じて理解を深める機会となるよう、イベントや行事等の際に付き添いや介助などの活動に携わるボランティアへの参加を呼びかけます。	福祉課
情報のバリアフリー化の推進	○日常生活等に必要な情報が、障がいにより収集できないなど情報格差が生じないように、障がいの特性に配慮するなど、情報のバリアフリー化を推進します。	福祉課
スポーツ活動への参加支援	○障がいのある人のスポーツ活動への参加を支援するため、ボランティアや指導者の育成支援、スポーツクラブ等で障がいがある人も参加できるプログラムの提供に努めます。	社会教育課

基本目標 2 思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり

現状と課題

◎ 保健・医療サービスの適切な支援を提供する体制が求められています。

- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、制度の谷間を埋めるべく障がいのある人の範囲に難病が加わっており、幅広い対応をしていく必要があります。
- 障がいのある人や難病の人が地域で安心して暮らしていくには、必要な医療やリハビリテーションを受けられ、気軽に医療に関する相談ができる体制などを充実することが必要です。また、障がいの特性によっては、医療機関への受診が困難な人や、診断・治療の際の意思疎通が困難な人もいます。誰もが適切な治療を受け、正確な情報が得られるよう工夫や配慮が必要になります。また、今後はさらに障がいや疾病の重症化・合併症の予防の充実が求められています。
- 本市では、平成24年度に「健康おばね21(第2次)運動計画」を策定し、運動の推進や健診の受診、病気予防などの健康推進施策に取り組んでいます。また、平成28年度には、上柳健康増進施設が新設され、市民の健康意識の向上や新たなコミュニケーション創出の場としての役割も担っています。

◎ 障がいの特性やニーズに応じた地域での生活を支援するサービスの提供が求められています。

- 障がいのある人が地域で自分らしい暮らしを維持していくためには、グループホームなどの住居の確保や日常生活をサポートするさまざまな支援が適切に提供される必要があります。
- 本市では、第5期障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスを提供してきましたが、障害者手帳所持者の減少などを踏まえ、サービスの適切な提供が求められています。

◎ 的確な支援につながる相談支援の充実が求められています。

- 障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から、相談支援体制を強化するための総合的な相談支援センターの設置が市町村に求められています。また、障がい福祉サービスの利用におけるプロセスの見直しが図られ、サービス等利用計画作成の対象者が拡大されるなど、相談支援やサービス利用を支援する体制づくりが求められています。



◆ 専門職アンケートや会議でのご意見より ◆

- 難病患者の生活の質を上げるために、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の紹介、患者を受け入れる病院、相談員への周知活動が必要という意見がありました。
- 障がい福祉サービスの入り口である相談支援の充実が、その後のサービス利用につながっていけるといった意見がありました。
- 地域移行につながる支援、どのように支援を進めていくかなど、出口が見える支援のような形につなげることが難しく、課題であるといった意見がありました。
- きめ細かな支援を提供できるよう、相談支援体制の充実を図って頂きたい。どのようなところに相談したら良いのか分かるような資料や情報が分かるものがあると良い、という意見が多くありました。
- 相談利用者が増加する傾向にある中で、相談員の減少や相談支援事業所も閉鎖し減ってきているという意見がありました。

施策

2-1 保健・医療サービスの充実

取り組み	内容	担当課
各種医療費助成の実施	○身体の機能障がい除去、または軽減するため、人工透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費（更生・育成医療）や重度心身障がい（児）者医療費、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費（精神通院医療）など障がいの状態に応じて給付を継続して実施します。	健康増進課 福祉課
難病患者に関する支援の推進	○令和元年7月に医療費助成が受けられる指定難病が333疾病に拡充され、その助成内容も新たなものとなったことから、今後も保健所、各医療機関と連携しニーズに対応した支援を推進します。	健康増進課
各種障害者手当等の支給	○在宅で生活する著しい重度の障がいがある人などに対し「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等を支給し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。	福祉課

2-2 生活支援サービスの充実

取り組み	内容	担当課
障がい者のニーズに応じたサービスの提供	○相談支援事業所と連携し、障がいのある人本人やその家族からの相談内容に応じたサービスの案内・提供に努めます。	福祉課
グループホーム等の整備促進	○障がいのある人も地域の中で生活ができるよう、社会福祉法人等に対しグループホーム整備への参入を働きかけます。	福祉課
短期入所等の確保	○短期入所等の施設を利用するサービスについて、事業者に働きかけを行い、身近な場所で利用が可能となるよう連携を図ります。	福祉課
地域活動支援センターの利用促進	○障がいのある人が、地域において充実した社会生活を送ることができるよう、日中における創作活動や生産活動を行う地域活動支援センターの利用促進に努めます。	福祉課
自立生活援助サービスの活用	○障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人について、定期的に居宅等を訪問し、生活の助言や医療機関との連携を行う「自立生活援助」等を活用することにより、自立した生活を支援します。	福祉課
施設入所者や入院中の障がい者の地域生活移行の支援	○入所施設、相談支援事業所等との連携に努め、情報を共有しながら、地域生活への移行が可能な障がい者の施設退所、退院及び地域生活での定着を支援します。	福祉課
補装具や日常生活用具の給付の推進	○障がい者の身体機能の補完または、代替のための補装具や、障がいのある人の自立した生活を支援するための日常生活用具の適正な給付に努めます。	福祉課

2-3 相談支援・情報提供の充実・強化

取り組み	内容	担当課
各相談員等と連携し、相談体制を充実	○民生委員や身体・知的障がい者相談員等と連携し、必要な専門機関を案内するなど、より専門性の高いアドバイスや支援を行えるよう体制の強化を図ります。	福祉課
こころの健康づくりの推進	○保健所、精神保健福祉センター、医療機関と連携し、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を推進していきます。 ○増加傾向にある「ひきこもり者」の把握と予防支援について検討を進めていきます。	健康増進課
ライフステージに応じた相談支援の実施	○障がいのある人だけでなく、家族からの相談にも応じ、必要な情報提供、助言、援助を行う相談支援事業所について一層の充実を図ります。 ○一人ひとりに応じた切れ目のない相談支援の実施に向け、研修等への参加を促すなど相談支援体制の質の向上を図ります。	福祉課
各種サービスの情報提供	○国及び県の動向を注視し新たなサービスや「尾花沢市福祉・保健のサービス」などの周知とサービスの利用促進を図ります。	福祉課
運動・芸術・文化に関するイベントの周知	○市のホームページ等を活用して各種スポーツ大会やイベント、文化活動に関する情報提供に努めます。	社会教育課 福祉課
権利擁護制度の周知	○高齢者施策における成年後見制度の利用支援と併せて、障がいのある人の権利を擁護する成年後見制度について区長会や民児協などで広報活動を実施するとともに市報等での制度の周知に取り組めます。	福祉課

基本目標 3 安全・安心で人にやさしいまちづくり

現状と課題

◎ 誰もが利用しやすい公共空間の整備が求められています。

- 平成18年12月の高齢者、障がいのある人の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の施行以降、さまざまな場面においてバリアフリー化が推進されています。また、近年では、年齢、身体の状態、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しています。
- 障害者差別解消法*の施行に伴い、建物などの整備にあたっては、合理的配慮*を行うことが求められています。

◎ 障がいがある人の社会参加推進のための移動支援が求められています。

- 本市では外出目的の移動支援について、福祉タクシー券、給油券、リフト付きタクシー券などを交付しています。また自動車運転免許取得助成や障がい者仕様の自動車改造費の助成も実施してきました。
- アンケート結果では自家用車の利用率が高く、障がい者が自家用車を利用しやすくするために、継続して支援を行うことが求められています。

◎ 地域での助け合い・支え合いによる一人ひとりの安心・安全の確保が求められています。

- 平成23年3月に発生した東日本大震災以降、地域の絆の大切さが改めて認識されており、本市では地域の見守り活動や災害時における要支援者の避難支援体制の確立に向けた仕組みづくりを進めています。

*障害者差別解消法：全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律

*合理的配慮：障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと

◎ 障がいのある人への理解の一層の浸透と行動・実践への促進が求められています。

- 障害者基本法の改正にあたっては、障がいのある人が受ける制限は心身の機能の障がいだけでなく、社会におけるさまざまな障壁と相對することによって生じるとされる「社会モデル*」の考え方が示されました。
- 障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されており、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人への合理的配慮を推進することが求められています。



◆専門職アンケートや会議でのご意見より◆

- 社会の中で自分らしく生きていきたいと多くの障がい者は思っているが、受け入れる側の環境整備が進んでいないという意見がありました。
- ボランティアの受け入れを活発に行い、関わる機会から障がいに対する理解を深めていけばと良いという意見がありました。
- 移動支援等のサービスを活用出来れば、親に頼ることなく安心して生活出来るので、支援環境を整備して欲しいという意見がありました。
- 高齢者を含めた通院や通勤、買い物等の外出目的の移動支援を充実して欲しいという意見がありました。
- 災害時に情報を得ることが難しく、特に一人で暮らしている障がい者は災害時に避難が難しいという意見がありました。

*社会モデル：社会や組織の仕組み、文化や慣習などの社会的障壁が障がい者の存在を考慮せず、多数の都合で作られているために不利益を被っているという考え

施策

3-1 バリアフリーの推進

取り組み	内容	担当課
公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進	○障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者、妊産婦など、全ての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、公共施設等（道路・公園・建築物等）のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進に努めます。	建設課
民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインを促進	○民間施設の新設の際には、バリアフリー法に定めるバリアフリーとユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、障がいのあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい施設の整備を計画の段階から検討するよう働きかけます。 ○民間事業者に対して、バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動を行い、既存施設のバリアフリー化を推進するよう要請します。	建設課
住宅改修費用の助成	○障がいを持つ人が自宅での移動や生活に支障がないよう、住宅改修の支援を実施します。 ○住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、暮らしやすい住宅の確保と、改修費の助成制度などの情報発信を強化し周知に努めます。	福祉課

3-2 障がいに対する理解の促進

取り組み	内容	担当課
「心のバリアフリー」の周知・啓発	○障がいのある人の社会的障壁を取り除き、障がいの有無に関わらずコミュニケーションをとり、支え合える「心のバリアフリー」の周知・啓発に努めます。	福祉課
市民の理解促進	○市のホームページや関係機関との連携を通じ、障がいや障がいのある人への理解を進める広報、啓発活動を実施します。 ○障がいを理由とする差別の解消を推進するため「障害者差別解消法」の周知を図ります。	福祉課
条例の制定	○障がいを持つ人の差別解消に向けて、山形県で取り組んでいる「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりの条例」との整合性を図り、本市でも条例の制定について検討を進めます。	福祉課
虐待の防止の啓発	○障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を実施します。	福祉課
ヘルプマークの普及の促進	○内部機能障がい等のある人が、配慮が必要なことを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、県、北村山地域自立支援協議会と協力しながら広域的な普及促進に努めます。	福祉課
関係機関と連携した虐待の早期発見と未然防止	○福祉サービス事業所等と要保護児童対策地域協議会を中心に保育園、幼稚園、学校等と連携し、情報共有をしながら継続して早期発見、未然防止に努めます。	福祉課
北村山地域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携強化	○北村山地域自立支援協議会を中心として情報の共有を図り、サービス事業所相互の意識啓発、職員の技術力向上を図ります。	福祉課

3-3 移動手段の確保

取り組み	内容	担当課
外出目的に応じた移動支援の周知と提供	○福祉タクシー券、リフト付きタクシー券、給油券の充実や障がいのある人が自家用車を利用しやすいよう、駐車施設利用者証制度や有料道路割引制度などの公共交通機関の料金割引制度の周知を図ります。	福祉課
同行援護・移動支援の実施	○屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい福祉サービスとしての同行援護、地域支援事業としての移動支援事業を実施します。	福祉課
外出支援サービス事業の実施	○社会福祉協議会による福祉有償運送を活用して、身体的な理由等により公共交通機関を利用することが困難な障がいのある人を対象にして、送迎を行う外出支援サービス事業の検討を進めます。	福祉課
じん臓機能障がい者、人工透析通院交通費の助成	○人工透析を行うために頻繁に通院する必要がある障がいのある低所得者に対して、経済的負担の軽減を図るため、通院に要する交通費の一部助成を継続して実施します。	福祉課
障がい者用自動車改造費の助成	○身体障がいのある人が自ら運転するため、または、自ら運転することができない障がいのある人を介護するために自動車の改造等が必要なとき、自動車への改造又は購入に要する経費の一部助成を継続して実施します。	福祉課

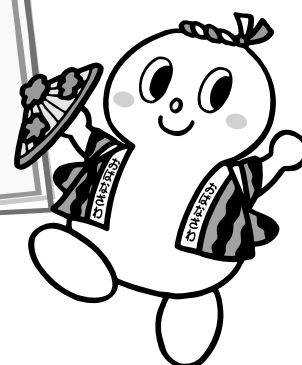
3-4 防災体制の強化・連携の強化

取り組み	内容	担当課
要援護者台帳の整備及び情報共有の再検討	<p>○災害や緊急時に備え、地域の避難支援者、自主防災組織及び消防団と情報共有し、災害時に障がい者が地域において孤立することがないように取り組みます。</p> <p>○台帳の活用、更新について地域の関係者、関係各課と調整を図り、精度向上に向け再度検討を進めます。</p>	福祉課 総務課防災 危機管理室
防災訓練等の推進及び協力者との連携の構築	<p>○障がいのある人の防災訓練等への参加促進に努めます。また、避難に協力する人との連携を図ります。</p>	総務課防災 危機管理室
福祉避難所等の整備	<p>○障がいの種別や程度に応じた避難者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所の拡充を進めるとともに社会福祉施設等との協定締結を図ります。</p> <p>○福祉施設や医療機関等との連携のもと、避難時に特別な支援を必要とする人に配慮した意思疎通の支援、情報発信のやり方等の整備に努めます。</p>	総務課防災 危機管理室



3本の柱を目標に取り組んでいきます。

1. ライフステージと障がいの特性に応じた
仕組みづくり・社会づくり
2. 思いやり・助け合いの心で育む共生の
関係づくり
3. 安全・安心で人にやさしいまちづくり





障がい福祉サービスの提供体制

第1節 障がい福祉サービスの成果目標の設定

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、第6期障がい福祉計画における成果目標を、国の基本指針に基づき以下の通りに設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針	地域生活に移行する人数 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、本市の実績や実状を加味して設定する。		
尾花沢市の実績・目標	実績	令和元年度末時点の施設入所利用者数 (A)	44人
	目標	令和5年度末時点の施設入所利用者数 (B)	40人
		施設入所者削減見込数 (A - B)	4人
		地域生活移行者数 ※令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までにグループホーム等へ移行する者の数	3人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	<p>精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ※都道府県で設定 令和5年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</p> <p>精神病床における1年以上長期入院患者数 ※都道府県で設定 令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を基本とする。</p> <p>精神病床における早期退院率（入院後3ヶ月・6ヶ月・1年の退院率） ※都道府県で設定 令和5年度における入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上とし、入院後6ヶ月時点の退院率については86%とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。</p> <p>地域生活支援拠点等の充実 令和5年度末までに各市町村（又は各圏域）に協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p>
------	---

尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的に推進する。		
尾花沢市の実績・目標	実績	村山地域にて保健、医療、福祉関係者による協議を実施している	
	目標	地域連携の強化に向け、引き続き実施する	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	<p>地域生活支援拠点等の充実 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p>
------	---

尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的に推進する。		
尾花沢市の実績・目標	実績	東根市・村山市・大石田町と連携した広域的な拠点の整備	未設置
	目標	地域生活支援拠点の整備 地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証及び検討 ※令和5年度における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	設置 年2回

(4) 一般就労への移行

国の指針	<p>一般就労への移行者数 就労移行支援事業：令和5年度の一般就労への移行実績が、令和元年度の1.30倍以上とすることを基本とする。 就労継続支援A型事業：令和5年度の一般就労への移行実績が、令和元年度の概ね1.26倍以上とすることを基本とする。 就労継続支援B型事業：令和5年度の一般就労への移行実績が、令和元年度の概ね1.23倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業利用者 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
------	---

尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、本市の実績や実状を加味して設定する。		
尾花沢市の実績・目標	実績	令和元年度末時点の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数	0人
		令和元年度末時点の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	0人
		令和元年度末時点の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	1人
		令和元年度末時点の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人
	合計	令和元年度末時点の年間一般就労移行者数	1人
	目標	令和5年度末時点の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数	1人
		令和5年度末時点の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	1人
		令和5年度末時点の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	2人
	合計	令和5年度末時点の年間一般就労移行者数	4人
	目標	令和5年度末時点の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	70%
令和5年末時点の就労定着支援事業の就労定着率		70%	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。		
尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、北村山地域内で連携を取りながら基幹相談支援センターの設置に取り組む。		
尾花沢市の実績・目標	実績		
	目標	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	1回
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援	実施
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施		1回	

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の指針	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。		
尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、本市の実績や実状を加味して設定する。		
尾花沢市の実績・目標	実績		
	目標	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加回数	1回
		障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	実施 2回

第2節 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び確保のための方策

これまでの実績などを踏まえ、各年度における障がい福祉サービス等の必要見込値を算定します。また、その確保のための方策を定めます。

(1) 訪問系サービス

◆サービス内容

サービス	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常時介護を必要としている方に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な方に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な方に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実人/月	3	6	6	6
	時間/月	10	60	60	60
重度訪問介護	実人/月	2	2	2	2
	時間/月	1,273	992	992	992
同行援護	実人/月	1	3	3	3
	時間/月	2	95	95	95
行動援護	実人/月	0	1	1	1
	時間/月	0	20	20	20
重度障がい者等 包括支援	実人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0

◆方策

訪問系サービスは、障がいのある人が地域で生活を送るうえで不可欠なサービスであるため、継続かつ安定して提供できる体制の整備に努めます。体制の整備については、サービス提供事業所との連携を強化し、障がいのある人が誰でもサービスを受けられる環境を整備します。また、サービスの質の向上や継続的に良質な人材が確保できるように関係機関との協議を通じ、事業所の人材不足の解消に努めます。

(2) 日中活動系サービス

◆サービス内容

サービス	実施内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する方に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援 A型	一般企業などへの就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。
就労継続支援 B型	一般企業などへの就労が困難な方などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	医療が必要な方であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がいのある人を介助する方が病気などの場合に、障がいのある方が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人/月	56	52	52	52
	延人日/月	1,100	1,040	1,040	1,040
自立訓練 (機能訓練)	実人/月	0	0	0	0
	延人日/月	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	実人/月	0	0	0	0
	延人日/月	0	0	0	0
就労移行支援	実人/月	3	3	3	3
	延人日/月	42	60	60	60
就労継続支援 A型	実人/月	19	20	20	20
	延人日/月	395	420	420	420
就労継続支援 B型	実人/月	36	26	26	26
	延人日/月	589	442	442	442
就労定着支援	実人/月	0	3	3	3
療養介護	実人/月	2	2	2	2
短期入所	実人/月	5	4	4	4
	延人日/月	47	12	12	12

◆方策

障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の整備に努めます。また、就労支援については、障がいがある人が働き続けられる環境づくりを推進するため、障害者就労・生活支援センターを就労支援の活動の場と位置づけ、ハローワーク等の関係機関と連携して、就労や生活支援、就労先の確保、職場定着の支援を実施します。

(3) 施設系サービス

◆サービス内容

サービス	実施内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間において、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な方を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人/月	0	0	0	0
共同生活援助	実人/月	32	30	30	30
施設入所支援	実人/月	44	40	40	40

◆方策

障がいがある人の状況や希望を踏まえ、切れ目のない住まいの支援が行われるよう適切なサービスの支給や住まいの確保に努めます。また、施設整備によるグループホームの拡充や施設の円滑な運用により、地域生活の移行促進を図ります。

(4) 相談系サービス

◆サービス内容

サービス	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する全ての方を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している方を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した方、一人暮らしへ移行した方などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援をします。

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人/月	23	20	20	20
地域移行支援	実人/月	0	0	0	0
地域定着支援	実人/月	0	0	0	0

◆方策

計画相談支援については、関連機関との連携を強化し、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備します。

地域移行支援・地域定着支援については、利用実績もないことから令和5年度までは利用がないと見込んでいますが、支援施設や各病院との連携により継続してニーズの把握に努めます。

第3節 地域生活支援事業の拡充・強化に関する事項

地域生活支援事業は地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましいとされており、本市の特性や利用者の状況に応じた必要見込値を算定することとします。また、その確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

◆サービス内容

サービス	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活の中で起きる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけ、障がいに対する理解の向上と合理的配慮の提供の促進を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民などによる自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がい者からの相談に応じ、福祉サービスの利用支援、地域の社会資源などの必要な情報提供など、総合的な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適切に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、音声、言語機能障がい等のため意思疎通に支障がある障がい者に手話通訳等によるコミュニケーションの仲介を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話の語らいと手話の表現技術を習得した人を養成し、聴覚に障がいのある人が意思疎通の支援を通して、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行います。

①理解促進研修・啓発事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無		有	有	有

※本計画から事業を追加したため、令和元年度の実績はありません。

◆方策

市民手作り福祉大会の開催や事業所訪問などを行い、障がいへの理解を深めるため、関係事業所や社会福祉協議会と連携し市民へ合理的配慮について、啓発活動の拡充に努めます。

②自発的活動支援事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援 事業	実施の 有無		有	有	有

※本計画から事業を追加したため、令和元年度の実績はありません。

◆方策

障がい者やその家族、地域住民が自発的に活動を行う団体、NPO法人、ボランティア団体等に支援するとともに、情報提供や必要な支援を行います。

③相談支援事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基幹相談支援 センター	設置の 有無		無	無	有
基幹相談支援 センター等機能 強化事業	実施の 有無	有	有	有	有
住宅入居等支援 事業	実施の 有無	無	無	無	有

※「基幹相談支援センター」については本計画から事業を追加したため、令和元年度の実績はありません。

◆方策

基幹相談支援センターについては、令和5年度を目途に北村山自立支援協議会（北村山3市1町）で設置に向けて調整していきます。また、障がいの種別を問わず対応できる相談体制を確保し、他の事業所と連携し支援体制の充実に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	0件	1件	1件	1件

◆方策

尾花沢市成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定し、成年後見審判の申立て及び申立てに係る費用の支援、後見人報酬等に対する費用支援を行っており、引き続き支援の継続に努めます。また、障がい者の権利擁護を図るため、必要とする障がい者やその家族への情報提供に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無		無	無	有

※本計画から事業を追加したため、令和元年度の実績はありません。

◆方策

令和5年度から事業実施に向け体制を整備できるよう、研修会の参加や社会福祉協議会と連携し協議・検討を進めます。

⑥意思疎通支援事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人	5人	4人	4人	4人
手話通訳設置 事業	人	0人	0人	0人	0人

◆方策

コミュニケーションに係る支援事業として、手話通訳者の派遣を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進してきました。今後も、必要とする人に支援が届くよう十分な周知を行い、事業の継続に努めます。

手話通訳設置事業については、当面の間他市町村より派遣をいただき、将来的には実施に向け必要な人材の育成・確保に努めていきます。

⑦日常生活用具給付等事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援 用具	件	0件	1件	1件	1件
自立生活支援 用具	件	1件	2件	2件	2件
在宅療養等支援 用具	件	2件	3件	3件	3件
情報・意思疎通 支援用具	件	1件	0件	0件	0件
排泄管理支援 用具	件	360件	360件	360件	360件
住宅改修費	件	0件	2件	2件	2件

◆方策

障害者手帳交付時に制度周知を図り、障がい及び相談内容に応じた給付を行ってきました。必須事業であることから、今後も引き続き適切な給付に努めるとともに、他市町村の動向や実情を考慮し、給付する用具の種類や給付条件を検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	人		5人	5人	5人

※本計画から事業を追加したため、令和元年度の実績はありません。

◆方策

聴覚障がい者の交流活動の促進のため、市民を対象とした手話奉仕員養成研修事業を社会福祉協議会と連携し進めていきます。

⑨移動支援事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

◆方策

障がい福祉に係る事業所や関係機関と協力して人材育成に努め、利用者の需要に対するサービス提供体制の確保や、意向を的確に把握した支給に努めます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援 センター機能 強化事業	箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	人数	5人	5人	5人	5人

◆方策

障がいの特性や利用者の希望に合った支援、支援を受けられるための情報提供、適切なサービスの利用に向けた関係機関との連携や情報共有に努めます。

(2) 任意事業

◆サービス内容

サービス	実施内容
訪問入浴サービス	居宅訪問型入浴サービスを提供し、障がい者の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
職親制度推進 補助事業	知的障がい者の雇用の促進と職場における定着を高めるために、知的障がい者を引き受けて訓練等を実施する企業を支援します。
日中一時支援事業	障がい者の日中活動の場を日常的に介護している家族の負担を軽減し、一時的な休息を確保することで、日中における活動の場を確保します。

①訪問入浴サービス

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人	1人	1人	1人	1人

◆方策

在宅生活をしている重度の身体障がいのある人の生活を支援するため、必要なサービスが提供できるよう事業体制を確保していきます。

②職親制度推進補助事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職親制度推進補助事業	人	3人	5人	7人	10人

◆方策

令和3年度より補助額を拡充し受け入れ事業所の拡大を図ります。また、相談支援事業をはじめとする関係機関と連携し、障がい特性に応じた就労先の確保に向け取り組んでいきます。

③日中一時支援事業

◆見込値

サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	1人	1人	1人	1人

◆方策

障がいのある人の日中における活動の場を確保するため、利用者の希望に合った支援や支援を受けられるための情報提供、適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。

第4節 その他障がい福祉サービスに係る事業の見込み

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域生活を総合的にサポートするため、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

項目	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	回数	/	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加者数	人		20人	20人	20人

※本計画から事業を追加したため、令和元年度の実績はありません。

②障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

利用者に適切な障がい福祉サービス等を提供できるよう、職員が障害者総合支援法の具体的内容を正確に理解するとともに、各種サービスの利用状況を把握します。障がいのある人等に対して適切にサービスが提供されているかを検証し、その結果を関係者間で共有することが重要であるとされています。

国保連における審査でエラーとなった内容の分析等活用し、障がい福祉サービス事業所からの請求内容の誤りを防止します。

項目	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数	人	/	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	回数		2回	2回	2回

※本計画から事業を追加したため、令和元年度の実績はありません。

障がい児サービスの提供体制

第1節 障がい児サービスの成果目標の設定

障がいのある子どもの健やかな成長を支援するため、第2期障がい児福祉計画における成果目標を国の基本指針に基づき以下の通りに設定します。

(1) 児童発達支援センターの整備

国の指針	児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。		
尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的に推進する。		
尾花沢市の実績・目標	実績	令和元年度時点の児童発達支援センターの設置	未設置
	目標	令和5年度時点での児童発達支援センターの設置	設置

(2) 保育所等訪問支援の実施

国の指針	保育所等訪問支援の実施 令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。		
尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的に推進する。		
尾花沢市の実績・目標	実績	令和元年度時点の保育所等訪問支援の実施	未実施
	目標	令和5年度時点での保育所等訪問支援の実施	実施

(3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。		
尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的に推進する。		
尾花沢市の実績・目標	実績	令和元年度の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0箇所
	目標	令和5年度時点での児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所

(4) 医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける コーディネーターの配置 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。		
尾花沢市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的に推進する。		
尾花沢市の実績・目標	実績	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置
		コーディネーターの配置	1人
尾花沢市の実績・目標	目標	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
		コーディネーターの配置	1人(継続)

第2節 障がい児通所支援等の必要量の見込み及び確保のための方策

障がい児に対する支援の多くは児童福祉法に基づき実施されています。障がい児支援についても必要見込値を算定し、その確保のための方策を定めることとします。

◆サービス内容

サービス	実施内容
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能障がいのある児童に対して、児童発達支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	児童福祉サービスを利用する全ての方を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児の特徴を踏まえ、個々の発達段階に応じた支援を行うコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

◆見込値

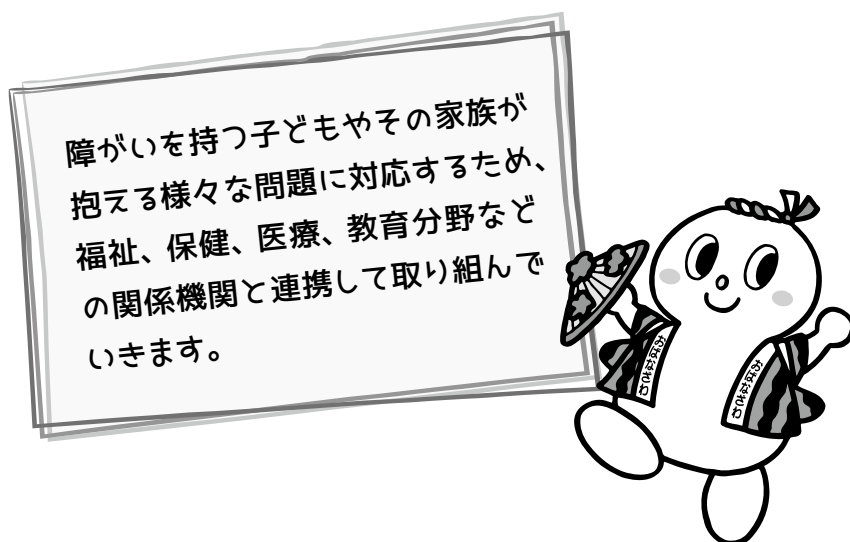
サービス	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人/月	2	3	3	3
	延人日/月	18	20	20	20
放課後等 デイサービス	実人/月	13	15	15	15
	延人日/月	187	200	200	200
保育所等訪問支援	実人/月	1	1	1	1
	延人日/月	1	1	1	1
医療型児童発達 支援	実人/月	0	0	0	0
	延人日/月	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	実人/月	0	0	0	0
	延人日/月	0	0	0	0
障がい児相談支援	実人/月	19	20	20	20
医療的ケア児等 コーディネーター	人		1	1	1

※「医療的ケア児等コーディネーター数」については本計画から事業を追加したため、令和元年度の実績はありません。

◆方策

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、今後も利用者が増加することを想定し事業所事業所と連携を図りながら安定的な支給量の確保に努めます。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、圏域に実施事業所がなく利用実績もないため、令和5年度までは利用がないと見込んでいますが、利用意向のニーズを把握しながら、サービス提供体制を検討していきます。



計画の進行管理

第1節 役割と推進体制

(1) 関係機関・国・県との連携

障がい者や障がい児に関わる施策分野は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、福祉課が中心となる中で、関係課相互の連携はもちろんのこと、各専門機関との連携を密にしながら、計画を推進していきます。

また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、国や県の新しい動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のよりよい制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行い、行財政上の措置を要請していきます。

(2) 地域間ネットワークの連携強化

関係機関との連携をより一層強化し、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。また、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、近隣市町村とも連携を図り、市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方など、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討して地域ネットワークの強化を推進していきます。

(3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、就労、防災、教育委員会など広範囲にわたります。関係各課の密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。福祉課が中心となり、障がいを理由とする差別を防ぐとともに、合理的配慮を的確に行えるよう、研修等を行い職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 人材の確保・育成支援

障がい者や障がい児へのサービスに従事する人材にとって、障がいを正しく理解し、当事者の気持ちや要望をくみ取ることが重要です。障がい者や障がい児からの意見、要望に十分に耳を傾けながら接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。また、より質の高い福祉サービスを提供するため、専門的知識のある人材を育成し、確保していくことも求められています。さらに、高齢者サービスにおける人材の必要性との兼ね合いをみながら、専門的な人材の育成の支援、確保に努めます。

加えて、関係法令の整備により相談支援のサービスの充実が図られたことから、相談支援事業所の役割は非常に重要になっています。今後も相談支援事業所との連携や相談支援専門員等の養成についても支援していきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画期間中の各年、福祉課が中心となり計画の進行管理を行います。具体的には、成果目標及び各障がい福祉サービスの見込値について、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。また、自立支援協議会において、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況をはじめとした計画全般の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

資料編

尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会設置要綱

尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会設置要綱

平成27年1月21日

告示第7号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく障がい福祉計画の2つの障がい者福祉に関する計画「尾花沢市障がい者福祉プラン」（以下「プラン」という。）を策定するため、尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) プランの策定及びその変更に関すること。
- (2) プランの調査研究に関すること。
- (3) その他障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師会代表者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 障がい福祉サービス等事業所関係者
- (4) 障がい者団体代表者
- (5) 保育及び教育関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に行う会議は、市長が招集する。

尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会 名簿

所属	職名	氏名	備考
尾花沢市医師会	代 表	清治 邦夫	医師会
尾花沢市民生委員・ 児童委員協議会	会 長	西塚 良悦	市民代表（社会福祉）
尾花沢市身体障害者福祉 協会	事務局	井苺 武司	身体障がい分野
尾花沢市手をつなぐ 育成会	会 長	小松 幸男	知的障がい分野
尾花沢市社会福祉協議会	副会長	笹原 光政	社会福祉協議会 障がい福祉サービス等提 供事業所
障害者支援施設新生園	園 長	笹原 守	障がい福祉サービス等提 供事業所
特定医療法人敬愛会 （就労支援センター すまいるわーく）	代 表	柏倉 隆一	精神障がい分野 障がい福祉サービス等提 供事業所
特定非営利活動法人 はながさ	施設長補佐	間宮 一典	知的障がい分野 障がい福祉サービス等提 供事業所
学校保健会	理 事	沼澤 徹	児童保健分野
おもだか保育園	園 長	千葉 真紀子	幼児・児童保健分野

尾花沢市障がい者福祉プラン

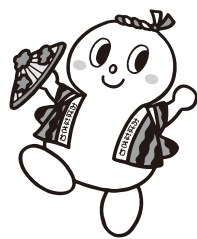
発行日：令和3年3月

発行・編集：山形県尾花沢市 福祉課

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

TEL：0237-22-1111

FAX：0237-23-3004



**尾花沢市
障がい者福祉プラン**

